

県土整備部建築住宅課

青森県応急仮設住宅建設マニュアル

平成 29 年 3 月

平成 30 年 6 月(改定)

平成 31 年 4 月(一部更新)

令和 2 年 11 月(一部更新)

令和 3 年 7 月(改定)

令和 4 年 11 月(改定)

令和 6 年 3 月(一部更新)

青 森 県

目 次

1. 総論	
1. 1 応急仮設住宅の建設において前提とすべき事項	1
1. 応急仮設住宅の目的と供与方法	
2. 供与期間	
3. 供与主体	
4. 建設コスト	
5. 着工時期と建設期間	
2. 平常時からの準備	
2. 1 被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の推計	10
1. 想定される地震の規模、人的被害及び建物被害の状況	
2. 災害における供給実績について	
3. 必要戸数の推計方法	
4. 想定必要戸数	
5. 建設候補地の事前調査・データベース化	
2. 2 関係団体との協定・契約等	16
1. 協定	
2. 契約等	
2. 3 関係者間の役割分担、情報連絡体制の整理	19
2. 4 標準仕様の設定	22
1. 各供給主体の標準仕様	
2. 東日本大震災における標準仕様	
3. 東日本大震災における追加工事	
3. 災害時における対応	
3. 1 初動（発災当日から数日）	26
1. 初期情報の収集、体制確保	
2. 各役割の確認	
3. 各役割の初動対応	
4. 業務スペース、車両の確保等	
3. 2 必要戸数の推計と要請	28
1. 初期情報からの推計と要請	
2. 追加情報による推計と必要戸数の見直し	
3. 3 協議・発注	29
1. 斡旋要請先の決定	
2. 協定締結団体との協議と発注	
3. 4 用地の選定	30
1. 建設候補用地リストの確認	
2. 建設候補用地の選定	

3. 5	発注仕様の確定	31
3. 6	コミュニティ施設・要配慮者への配慮方針	32
	1. コミュニティ施設・交通の確保	
	2. コミュニティ等に配慮した入居管理	
	3. 配置計画の工夫	
	4. バリアフリー仕様	
	5. 福祉仮設住宅の設置	
3. 7	建設の進捗管理、検査、引き渡し等	35
	1. 建設の進捗管理	
	2. 各種検査・引き渡し	
3. 8	契約不適合対応、維持保全・メンテナンス、追加工事対応	37
	1. 契約不適合対応	
	2. 維持保全・メンテナンス・保守点検	
	3. 追加工事対応	
3. 9	供与期間終了後について	38
	1. 解体撤去	
	2. 活用	
3. 10	個人情報の管理	39

<資料編>

1.	連絡先一覧	40
2.	応急仮設住宅建設候補地チェックリスト	42
3.	建設型応急住宅の協定締結団体への建設可能戸数照会	43
4.	市町村の建設要望戸数の確認	45
5.	建設戸数の決定通知	47
6.	建設型応急住宅の協定締結団体への建設協力要請	48
7.	建設業者との契約（リースの場合）	49
8.	建設業者との契約（買取の場合）	58
9.	縄張り確認項目一覧表	64
10.	中間確認項目一覧表	65
11.	完成検査用確認項目一覧表	66
12.	建設候補用地リスト	68
13.	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	77
14.	応急仮設住宅標準仕様書（木造以外）	
	・建設型応急住宅	
	ユニットハウス	80
	組立ハウス	81
	軽量鉄骨造・木質プレハブ・枠組壁工法	82
	・集会所・談話室標準仕様書	
	ユニットハウス	83
	組立ハウス	84

軽量鉄骨造・木質プレハブ・枠組壁工法	85
15. 木造建設型応急住宅設計概要・仕上表	86
16. 木造建設型応急住宅タイプ別標準図	
6坪タイプ標準図	87
9坪南入りタイプ標準図	88
9坪北入りタイプ標準図	89
12坪南入りタイプ標準図	90
12坪北入りタイプ標準図	91

<引用法令等>

- ・災害救助法（昭和22年法律第118号・最終改正令和4年6月17日）
- ・災害救助法施行令（昭和22年政令第225号・最終改正令和3年5月10日）
- ・青森県災害救助法施行細則（昭和30年4月19日青森県規則第40号・最終改正令和5年10月13日）
- ・建築基準法（昭和22年法律第202号・最終改正令和5年6月16日）
- ・建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号・最終改正令和6年1月29日）
- ・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号・最終改正令和4年5月20日）
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号・最終改正令和5年11月29日）
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号・最終改正令和5年6月16日）

1. 総論

1. 1 建設型応急住宅の建設において前提とすべき事項

本マニュアルは、応急仮設住宅（建設型応急住宅）を県が建設する場合の具体的な手順等を示したものである。なお、本マニュアルの内容の充実を図るため、必要に応じて随時変更・更新を行っていくものとする。

1. 応急仮設住宅の目的と供与方法

【目的】

応急仮設住宅は、災害救助法第4条で規定されている救助の種類の一つとして、災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対して住宅を建設し、一時的な居住の安定を図ることを目的とするものである。

したがって、迅速に応急仮設住宅を確保し、避難所の被災者を早急に入居させるとともに、安定した居住が確保される恒久住宅への転出を早期に実現し、その役割を終えるべき住宅である。



（東日本大震災の被害状況及び仮設住宅）

なお、応急仮設住宅には、住家を全壊・全焼等により失ったものでなければ入居できないが、東日本大震災では、半壊や市町村長の避難指示を受けた場合等でも、希望者には応急仮設住宅に入居できる弾力運用が図られた。

また、令和2年7月豪雨では、応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保し、被災者の地元における自宅再建を後押しすることを目的として、応急修理期間中に住まいの確保が困難な被災者について、応急仮設住宅の使用が可能とされるなどの運用が図られた。

■ 関連法令等

・ 災害救助法

（救助の対象）

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

(救助の種類等)

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

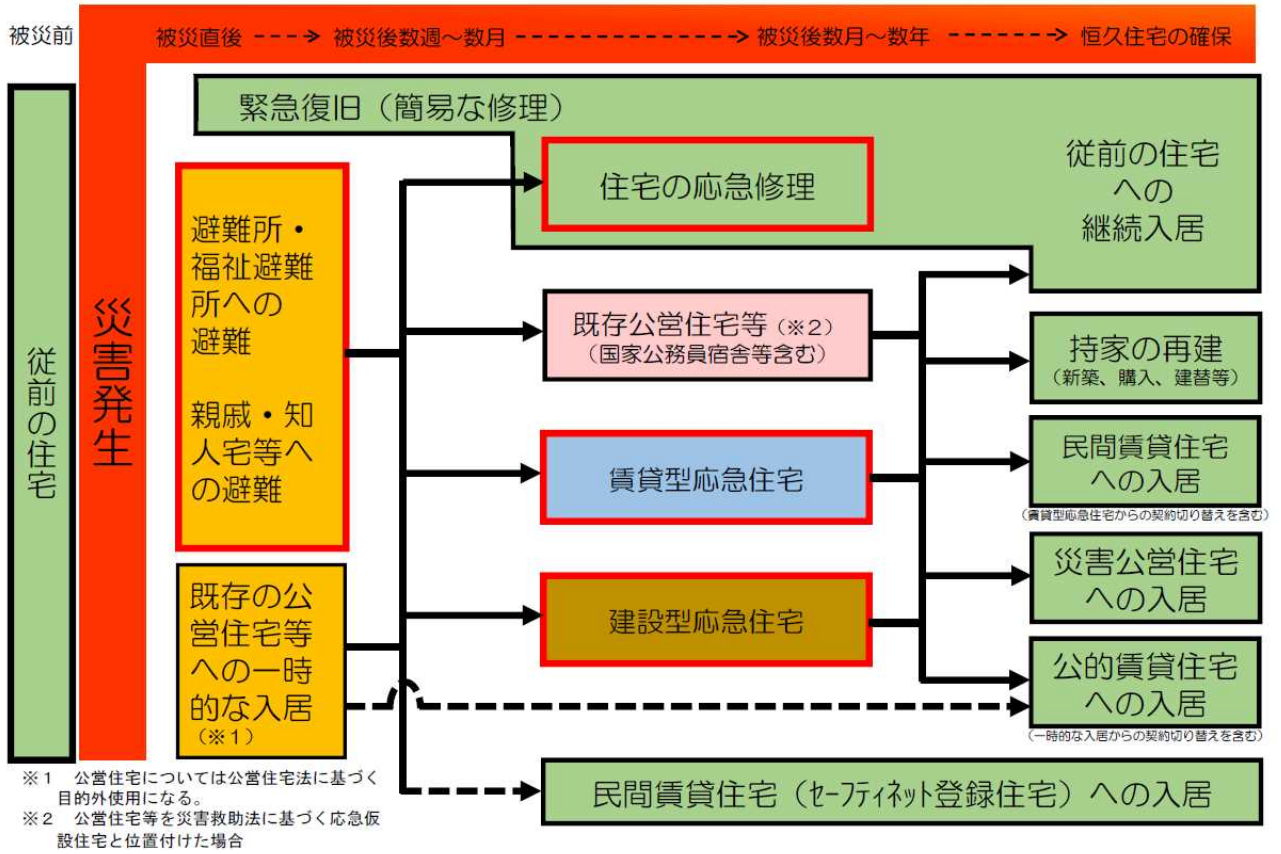
・災害救助法施行令

(災害の程度)

第一条 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

一 (以下略)

図1 被災後の恒久的な住宅確保までのフロー



（参考「災害救助法の概要」（令和3年5月 内閣府（防災担当）））

【 供与の仕方 】

1. 建設型応急住宅
建設して供与する応急仮設住宅
2. 賃貸型応急住宅
民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅

【 応急修理や賃貸型応急住宅との優先関係 】

災害時の復興に必要な他の建築物のための用地確保や地域コミュニティの維持等に配慮し、優先順位については基本的に表 1-1 のとおりとする。

表 1-1 応急仮設住宅供与の優先順位

順位	内容
1	自宅の応急修理により住宅が確保される場合は、それを優先する。
2	公営住宅等の空室が利用可能な場合は、それを優先する。
3	被災者が賃貸型応急住宅を希望する場合は、それを優先する。
4	建設型応急住宅で対応する。

【 建設型応急住宅を供与の中心にすべきと考えられるケース 】

被災者の早期の居住の安定に加え、地域産業の早期復旧等も図る観点から、以下のような地域においては、建設型応急住宅による供与を中心とした検討を行う。

- 入居できる公営住宅等の数が少ない地域
- 借上げできる民間賃貸住宅の数が少ない地域
- 一次産業従事者や高齢者等、産業復興の迅速化や地域との結びつきの維持の必要性から被災地を離れることが難しい住民の多い地域

■ 関連法令等

・青森県災害救助法施行細則

(救助の程度、方法及び期間)

第二条 救助の程度、方法及び期間は、別表第一による。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、別表第一により難い特別の事情があると認めるときは、内閣総理大臣と協議して、別に救助の程度、方法又は期間を定めることがある。

別表第一

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

2 応急仮設住宅

(一) 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設型応急住宅（建設して供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。）の設置、賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。）の提供その他適切な方法により供与する。

(二) 建設型応急住宅の設置については、次に掲げるところによる。

(1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として公有地を利用することとするが、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用する。

- (2) 建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とし、六百二十八万五千円以内とする。
- (3) 同一敷地内又は近接する地域内に設置した建設型応急住宅の戸数が、おおむね五十戸以上の場合にあつては居住者の集会等に利用するための施設を設置し、五十戸未満の場合にあつてはその戸数に応じた小規模な施設を設置することがある。
- (4) 高齢者等であつて日常生活において特別な配慮を必要とするもののため、老人居宅介護等事業等を実施しやすい構造及び設備を有する施設であつて複数の当該者に供与するもの(以下「福祉仮設住宅」という。)を建設型応急住宅として設置することがある。この場合における福祉仮設住宅の部屋数は、建設型応急住宅の設置戸数とみなす。

・ 建築基準法

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第八十五条 非常災害があつた場合において、非常災害区域等（非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第八十七条の三第一項において同じ。）内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。

一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの

二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの

(建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和)

第八十七条の三 非常災害があつた場合において、非常災害区域等内にある建築物の用途を変更して災害救助用建築物（住宅、病院その他これらに類する建築物で、国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために使用するものをいう。以下この条及び第一百一条第一項第十六号において同じ。）として使用する時（その災害が発生した日から一月以内に当該用途の変更に着手するときに限る。）における当該災害救助用建築物については、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、非常災害区域等のうち防火地域内にある建築物については、この限りでない。

2. 供与期間

災害救助法及び建築基準法により、最長2年3ヶ月を原則とする。

この期間については、建築基準法の規定により、さらに1年ごとに特定行政庁の許可を受けることで延長することが可能である。ただし、安全性に係る建築基準等が一部緩和されており、長期の利用は不相当であるため、状況に応じて公営住宅等への転居を検討する。

■ 関連法令等

・ 青森県災害救助法施行細則
別表第一

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

2 応急仮設住宅

(二)建設型応急住宅の設置については、次に掲げるところによる。

(6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、当該建設型応急住宅の完成の日から建築基準法(昭和三十五年法律第二百一号)第八十五条第三項又は第四項の規定による許可に係る期間内とする。

・ 建築基準法

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第八十五条

3 前二項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後三月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。

4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。

5 特定行政庁は、被災者の需要に応ずるに足る適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に応ずるに足る適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物についても、同様とする。

- 8 特定行政庁は、第五項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。ただし、官公署、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する応急仮設建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。

(建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和)

第八十七条の三

- 3 建築物の用途を変更して第一項の災害救助用建築物又は前項の公益的建築物とした者は、その用途の変更を完了した後三月を超えて当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用することができる。
- 4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、2年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。
- 5 特定行政庁は、被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別の必要がある災害救助用建築物又は公益的建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある災害救助用建築物又は公益的建築物についても、同様とする。
- 8 特定行政庁は、第五項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。ただし、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する災害救助用建築物又は公益的建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。

・建築基準法施行規則

(公益上特に必要な用途)

第十条の十五の八 法第八十五条第八項及び第八十七条の三第八項の国土交通省令で定める用途は、次の各号に掲げる用途とする。

- 五 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)に基づき地方公共団体が被災者に供与する応急仮設住宅
六 前各号に掲げるもののほか、被災者の日常生活上の必要性の程度においてこれらに類する用途

3. 供与主体

供与主体は知事又は災害救助法第13条第1項の規定により知事から事務委任された市町村長。

設置後は補助事業により取得した地方公共団体の財産となり、設置後2年間は、国の承認を受けないで目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け等をしてはならない。

県が供与主体の場合で、維持管理や入居管理等について事務委任等をする場合は、市町村または関係団体と協議を行う。

4. 建設コスト

建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、29.7 m²を標準とし、その設置のために支出できる費用は、6,285,000円以内とする。ただし、東日本大震災及びこれまでの災害においては、災害の状況に応じ、特別基準を設定して弾力的な運用がなされている。

過去の災害での建設型応急住宅の一戸当たりの単価は表1-2のとおりである。

■関連法令等

・災害救助法

(事務処理の特例)

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

- 2 前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

表 1-2 過去の災害での建設型応急住宅の一戸当たり平均単価

発生日	災害名	災害救助法に基づく一般基準	実際の単価 (特別基準)	
2004年10月23日	新潟県中越地震	243.3万円	472.6万円	
2007年3月25日	能登半島地震	234.2万円	502.8万円	
2007年7月16日	新潟県中越沖地震	232.6万円	497.8万円	
2007年6月14日	宮城・岩手内陸地震 (岩手県)	236.6万円	541.9万円	
	宮城・岩手内陸地震 (宮城県)		451.0万円	
2011年3月11日	東日本大震災 (岩手県)	238.7万円	プレ協 規格部会	約617.0万円※
			公募業者等	約600.0万円
	プレ協 規格部会		約730.0万円※	
	公募業者等		約527.0万円	
	公募業者等		約600.0万円	
2016年4月14日	熊本地震(熊本県)	266.0万円	約780.0万円	
			約820.0万円	
2018年6月28日 ~7月8日	7月豪雨(岡山県)	561.0万円	約820.0万円	
	7月豪雨(広島県)		約860.0万円	
	7月豪雨(愛媛県)		約840.0万円	

(「被災者の住まいの確保に関する取組事例集」(平成27年3月 内閣府(防災担当))及び「建設型応急住宅の供与に係る事前準備及び発災時対応等のための手引き」(令和3年5月 内閣府(防災担当)))

※ 談話室・集会室の建設費、造成費、追加工事費を含む建設コストの戸当たりの平均コスト。

■ 関連法令等

・ 青森県災害救助法施行細則

(救助の程度、方法及び期間)

第二条 救助の程度、方法及び期間は、別表第一による。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、別表第一により難い特別の事情があると認めるときは、内閣総理大臣と協議して、別に救助の程度、方法又は期間を定めることがある。

別表第一

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

2 応急仮設住宅

(二) 建設型応急住宅の設置については、次に掲げるところによる。

(2) 建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とし、六百二十八万五千円以内とする。

5. 着工時期と建設期間

建設型応急住宅については、災害発生の日から 20 日以内に着工し、建設期間は約 3～4 週間程度を標準として、速やかに設置する。これにより難しいときには内閣府と協議して延長することを原則とする。

なお、東日本大震災では、6 ヶ月以内に建設型応急住宅へ入居することが目標とされた。

■関連法令等

・青森県災害救助法施行細則
別表第一

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

2 応急仮設住宅

(二)建設型応急住宅の設置については、次に掲げるところによる。

(5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。

2. 平常時からの準備

2. 1 被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の推計

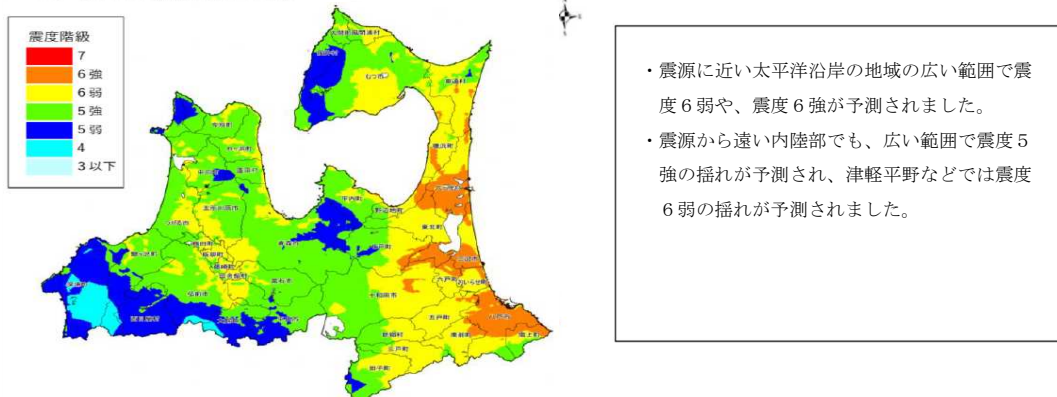
1. 想定される地震の規模、人的被害及び建物被害の状況

平成24・25年度青森県地震・津波被害想定調査（青森県総務部（現：危機管理局））によると、本県では、太平洋側海溝型地震、日本海側海溝型地震及び内陸直下型地震が想定されている。（太平洋側海溝型地震及び日本海側海溝型地震は、その後、被害想定の見直しが行われている。）

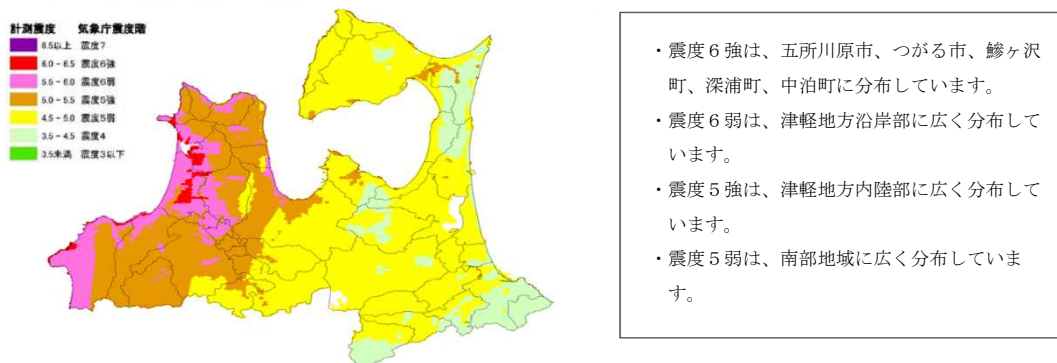
本マニュアルでは、この3つの地震による想定被害を基に応急仮設住宅について必要戸数の推計を行う。

表 2-1 想定地震による震度分布

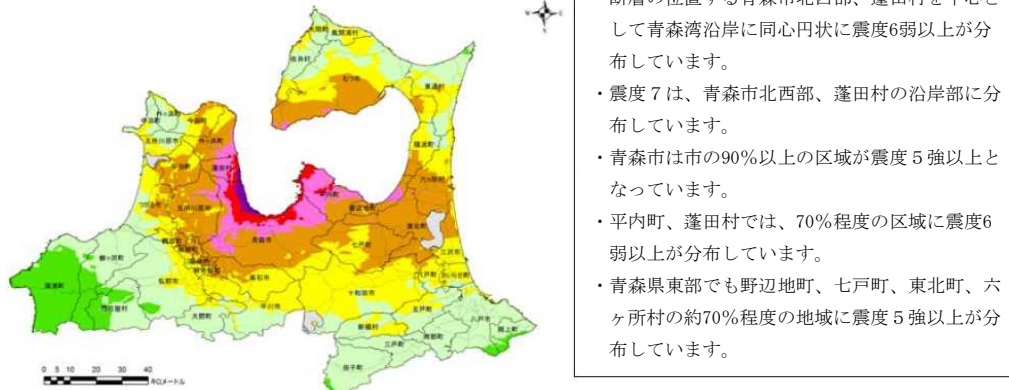
1) 太平洋側海溝型地震



2) 日本海側海溝型地震



3) 内陸直下型地震



2. 平常時からの準備

2. 1 被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の推計

(青森県地震・津波被害想定調査 参照)

表 2-2 想定地震による被害予測(1/2)

項目	条件・定義	単位	想定地震			備考	
			太平洋側 海溝型地震	日本海側 海溝型地震	内陸 直下型地震		
1	建物被害 (全壊)	1 揺れによる被害	棟	4,000	3,000	19,000	
		2 液状化による被害	棟	6,800	5,700	2,800	
		3 津波による被害	棟	86,000	3,100	70	
		4 急傾斜地崩壊による被害	棟	660	140	70	
		5 地震火災による被害(焼失棟数)	棟	13,000	70	520	
		合計	棟	111,000	12,000	22,000	
	建物被害 (半壊)	1 揺れによる被害	棟	11,000	20,000	27,000	
		2 液状化による被害	棟	41,000	16,000	11,000	
		3 津波による被害	棟	33,000	4,300	4,200	
		4 急傾斜地崩壊による被害	棟	1,400	330	150	
合計		棟	86,000	41,000	42,000		
2	屋外転倒、 落下物の発生	1 ブロック塀の転倒	件	45,000	9,300	14,000	
		2 自動販売機等の転倒	件	170	690	1,100	
		3 屋外落下物の発生	棟	2,900	1,200	15,000	
3	人的被害 (死者数)	建物倒壊による被害	人	30	180	1,200	
		1 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害 (建物倒壊による被害の内数)	人	*	10	90	
		2 津波による被害	人	52,000	6,700	910	
		3 急傾斜地崩壊による被害	人	10	10	10	
		4 火災による被害	人	430	*	750	
		5 ブロック塀・自動販売機・屋外落下物による被害	人	*	*	*	
	合計	人	53,000	6,900	2,900		
	人的被害 (負傷者数)	建物倒壊による被害	人	5,200	3,400	8,300	
		1 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害 (建物倒壊による被害の内数)	人	300	260	1,300	
		2 津波による被害	人	9,400	1,100	2,000	
3 急傾斜地崩壊による被害		人	10	10	10		
4 火災による被害		人	420	*	10		
5 ブロック塀・自動販売機・屋外落下物による被害		人	90	*	60		
合計	人	15,000	4,500	10,000			
人的被害 (自力脱出困難者・要救助者)	1 揺れによる建物被害に伴う要救助者 (自力脱出困難者)	人	520	330	4,200		
	2 津波被害に伴う要救助者	人	21,000	500	*		

注1) 数値の表示方法: 「一」は0、「*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1000未満」は一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入。

注2) 太平洋側海溝型地震においては冬18時(※ライフライン被害は冬深夜)、日本海側海溝型地震及び内陸直下型地震においては冬深夜の被害予測結果を記載。

表 2-2 想定地震による被害予測 (2/2)

項目	条件・定義	単位	想定地震			備考	
			太平洋側 海溝型地震	日本海側 海溝型地震	内陸 直下型地震		
4 ライフライン 被害	1 上水道	断水人口	人	679,000	112,000	254,000	上水道供給人口
		断水率	%	55%	9%	21%	1,239,000
	2 下水道	支障人口	人	695,000	19,000	42,000	下水道処理人口
		支障率	%	56%	2%	3%	1,239,000
	3 電力	停電軒数	軒	974,000	123,000	200,000	電灯軒数
		停電率	%	79%	10%	16%	1,239,000
4 通信(固定電話・携帯電話)	不通回線数	回線	309,000	47,000	76,000	回線数	
	不通回線率	%	78%	12%	19%	396,000	
5 都市ガス	供給停止戸数	戸数	39,000	23,000	60,000	供給戸数	
	供給停止率	%	62%	37%	95%	63,000	
6 LPガス	被害箇所	箇所	6,300	2,600	2,400		
5 交通施設被害	1 道路(緊急輸送道路)	被害箇所	箇所	320	480	540	
	2 鉄道	被害箇所	箇所	920	380	400	
	3 港湾(防災機能強化港)	港湾被害箇所	箇所	120	10	50	
6 生活への影響	1 避難者(直後)	避難所内	人	205,000	27,000	43,000	
		避難所外	人	107,000	15,000	25,000	
		計	人	311,000	42,000	68,000	
	2 避難者(1週間後)	避難所内	人	211,000	17,000	31,000	
		避難所外	人	77,000	11,000	28,000	
		計	人	288,000	28,000	59,000	
	3 避難者(1ヶ月後)	避難所内	人	100,000	7,000	21,000	
		避難所外	人	234,000	16,000	50,000	
計		人	335,000	23,000	71,000		

注1) 数値の表示方法: 「-」は0、「*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1000未満」は一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入。

注2) 太平洋側海溝型地震においては冬18時(※ライフライン被害は冬深夜)、日本海側海溝型地震及び内陸直下型地震においては冬深夜の被害予測結果を記載。

2. 災害における供給実績について

表 2-3 住家被害と応急仮設住宅供給戸数の整理

		阪神・淡路大震災 (H7. 1. 17)	新潟県中越地震 (H16. 10. 23)	東日本大震災 (H23. 3. 11)	福島県以外 (※6)
住宅被害	全壊	104,906 棟 (※1)	3,175 棟 (※2)	129,479 戸 (※3)	108,925 戸 (※3)
	半壊	144,274 棟 (※1)	13,810 棟 (※2)	256,077 戸 (※3)	189,126 戸 (※3)
	①合計 (全壊・半壊)	249,180 棟	16,985 棟	385,556 戸	298,051 戸
応急仮設住宅	応急建設住宅	48,300 戸	3,460 戸	53,516 戸 (※4)	36,394 戸 (※4)
	応急借上げ住宅	139 戸	174 戸	68,334 戸 (※5)	42,869 戸 (※5)
	②合計 (全壊・半壊)	48,439 戸	3,634 戸	121,850 戸 (※5)	79,263 戸 (※5)
住家被害に対する 応急仮設住宅供給の割合 (②/①)		19.4%	21.3%	32.5%	26.6%

<参考資料> 「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ」(平成 24 年 5 月国土交通省住宅生産課)

(※1) 阪神・淡路大震災について(確定報)消防庁(H18.5.19)

(※2) 平成 16 年(2004 年)新潟県中越地震(確定報)消防庁(H21.10.21)

(※3) 警察庁発表(4/18 現在)

(※4) 平成 24 年 4 月 2 日時点の必要戸数

(※5) 平成 24 年 4 月 17 日時点

(※6) 福島県では、福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域、計画的避難区域等からの避難者のための応急仮設住宅も供給されていることを勘案し、福島県分を除いて算定。

表 2-4 過去の災害 1 週間後の避難者数と応急仮設住宅供給割合について

	阪神・淡路大震災 (H7. 1. 17)	新潟県中越地震 (H16. 10. 23)	東日本大震災 (H23. 3. 11)
災害 1 週間後の 避難者数(人)	307,022	76,615	386,739
応急仮設住宅 供給総数(戸)	48,439	3,634	121,850
避難者数に対する 応急仮設住宅供給の割合	0.158	0.047	0.315
平均値	0.173		

<参考資料> 「東日本大震災、中越地震及び阪神・淡路大震災の避難所数・避難者数(避難所生活者)の推移について」内閣府HP、「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ」(平成 24 年 5 月国土交通省住宅生産課)

3. 必要戸数の推計方法

過去の災害では、発生後3日程度は被災等の情報が入りにくく、限られた情報を基に必要戸数を推計する必要がある。ここでは、国土交通省作成「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ」に記載された方法を用いて推計する。

表 2-5 必要戸数の推計方法

時期	推計方法
発生直後	避難者の人数を随時確認し、下記により推計する。 $必要戸数 = 避難者数 / 2.34$ ※ (本県の一般世帯の1世帯当たりの平均人員) $\times 70\%$ (建物が全壊・半壊を理由に避難している者の割合) $\times 90\%$ (応急仮設住宅を希望する割合) ※令和2年国勢調査(令和3年総務省統計局)
～2、3週間	避難者数の情報を基に、上記推計戸数を随時更新する。被災した自治体からの建設要望調書による戸数が明らかになり次第、順次修正
3週間～	被災した自治体からの建設要望調書により算出

1. 建設型応急住宅と賃貸型応急住宅の比率

近年の主な災害での供給実績及び県内の民間賃貸住宅の空き状況等を勘案して、以下のとおり想定する。

$$\text{建設型応急住宅戸数} = \text{応急仮設住宅の必要戸数} \times 30\%$$

$$\text{賃貸型応急住宅戸数} = \text{応急仮設住宅の必要戸数} \times 70\%$$

表 2-6 近年の主な災害での供給実績

(単位：戸)

年度	災害の名称等	建設型応急住宅	賃貸型応急住宅	合計
平成28年	熊本地震	4,303 (22.5%)	14,824 (77.5%)	19,127
平成29年	九州北部豪雨	107 (25.8%)	307 (74.2%)	414
平成30年	大阪府北部地震	0 (00.0%)	11 (100%)	11
	7月豪雨	697 (15.3%)	3,853 (84.7%)	4,550
	北海道胆振東部地震	413 (69.8%)	179 (30.2%)	592
令和元年	台風第15号	0 (00.0%)	578 (100%)	578
	台風第19号	468 (13.7%)	2,950 (86.3%)	3,418
令和2年	熊本県などの大雨	808 (51.7%)	755 (48.3%)	1,563
	合計	6,796 (22.5%)	23,457 (77.5%)	30,253

<参考資料> 「建設型応急住宅の供与に係る事前準備及び発災時対応等のための手引き」
(令和3年5月内閣府(防災担当))

4. 想定必要戸数

想定必要戸数は表 2-7 のとおりである。

建設候補地における想定建設可能戸数の不足が予想される市町村においては、建設候補地の確保に努め、災害時に備える必要がある。

表 2-7 想定地震における応急仮設住宅の想定必要戸数

地域 市町村名	項目	太平洋側海溝型地震		日本海側海溝型地震		内陸直下型地震		建設候補地 における想定 建設可能戸数 (R4.3.31時点)
		避難者数 (1ヶ月後)	想定必要 応急仮設 住宅戸数 ①	避難者数 (1ヶ月後)	想定必要 応急仮設 住宅戸数 ①	避難者数 (1ヶ月後)	想定必要 応急仮設 住宅戸数 ①	
東 青 地 域	青森市	106,000	28,540	430	120	65,000	17,500	336
	平内町	2,300	620	0	0	3,400	920	586
	今別町	690	190	80	20	0	0	52
	蓬田村	1,100	300	50	10	1,100	300	24
	外ヶ浜町	2,600	700	0	0	720	190	246
中 南 地 域	弘前市	3,100	830	4,100	1,100	110	30	442
	黒石市	1,000	270	200	50	50	10	342
	平川市	530	140	200	50	0	0	492
	西目屋村	0	0	10	0	0	0	60
	藤崎町	430	120	160	40	20	10	82
	大鱒町	710	190	1,800	480	70	20	204
西 北 地 域	田舎館村	210	60	150	40	0	0	332
	五所川原市	770	210	1,900	510	50	10	46
	つがる市	520	140	2,900	780	0	0	307
	鯨ヶ沢町	360	100	3,400	920	0	0	250
	深浦町	120	30	5,000	1,350	0	0	186
	板柳町	190	50	180	50	10	0	780
	鶴田町	80	20	640	170	0	0	62
下 北 地 域	中泊町	500	130	2,100	570	0	0	264
	むつ市	27,000	7,270	0	0	240	60	626
	大間町	2,300	620	0	0	0	0	352
	東通村	2,300	620	0	0	0	0	170
	風間浦村	1,100	300	0	0	0	0	228
上 北 地 域	佐井村	760	200	0	0	230	60	104
	十和田市	3,800	1,020	0	0	0	0	220
	三沢市	8,500	2,290	0	0	0	0	306
	野辺地町	1,600	430	0	0	100	30	350
	七戸町	1,100	300	0	0	10	0	310
	六戸町	610	160	0	0	0	0	648
	横浜町	670	180	0	0	0	0	252
	東北町	1,600	430	0	0	10	0	648
三 八 地 域	六ヶ所村	5,800	1,560	0	0	0	0	1,214
	おいらせ町	12,000	3,230	0	0	0	0	128
	八戸市	140,000	37,690	0	0	0	0	3,588
	三戸町	300	80	0	0	0	0	52
	五戸町	1,000	270	0	0	0	0	48
	田子町	250	70	0	0	0	0	24
	南部町	1,000	270	0	0	0	0	508
合 計	階上町	2,700	730	0	0	0	0	530
	新郷村	70	20	0	0	0	0	42
	建設可能戸数の 合計	335,000	90,380	2,300	6,260	71,000	19,140	15,441
建設型応急住宅戸数 (①の合計×0.3)		27,120		1,880		5,750		
賃貸型応急住宅戸数 (①の合計×0.7)		63,260		4,380		13,390		

※ 網掛け欄は市町村における最大の避難者数、必要戸数を示す。

※建設候補地における想定建設可能戸数は、平成 24 年度応急仮設住宅建設候補地調査（県建築住宅課）及び追加調査による。

5. 建設候補地の事前調査・データベース化

建設候補地はデータベース化し、各市町村及び関係各課で情報共有したうえで保管・管理し、災害時に迅速に活用できるようにする。また、データベースについては、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。



(東日本大震災の建設候補地)

表 2-8 建設候補地チェックリストで整理する項目例

①基本情報	
	地名地番
	敷地面積
	想定建設戸数
	土地所有者
②周辺環境の状況	
安全性	災害（洪水・内水・高潮・津波・土砂災害・火山等）での被害想定区域
	接道幅
	土砂災害警戒区域、急傾斜崩壊危険区域の指定
	危険物（ガスタンク・危険物倉庫等が近隣にないか）
住環境	悪臭、振動、騒音（鉄道・観戦道路等）
	夜間の敷地までの経路（夜間街路灯の状況）
	医療施設の有無、有の場合は距離
	商店街・スーパーマーケットの有無、有の場合は距離
③敷地の状況	
敷地造成等	地盤の状況
	敷地の地盤強度（埋立地でないか等）
	敷地境界（ブロック、杭等で明確になっているか。）
	敷地の高低差（法面・擁壁の状況等）
ライフライン	上水道・下水道の有無
	ガス・LPGの有無
	電気のための電柱（ない場合は最寄の電柱からの距離）、高圧か低圧か。
	消防水利（消火栓・防火水槽等）の有無、無い場合は代替機能があるか。
電話・テレビ	電話のための電柱
	テレビ

2. 2 関係団体との協定・契約等

東日本大震災では、建設型応急住宅の建設において、用地の選定、必要戸数の把握、建設業者の決定、施工者の確保、建設資材の調達等に多くの時間を要した。また、プレハブによる建設型応急住宅は、断熱化や防音工事が別途必要になることや、地元業者による供給体制等が課題とされた。

表 2-9 各供給主体比較表

(単位：戸)

		岩手県	宮城県	福島県	3県以外	合計
建設型応急住宅建設戸数総数		13,984	22,095	16,683	315	53,077
プレ協	規格建築部会 (下段：全体比率)	7,772	14,373	6,343	305	28,793
		55.6%	65.1%	38.0%	96.8%	54.2%
	住宅部会	3,727	7,199	3,661	-	14,587
		26.7%	32.6%	21.9%	-	27.5%
公募による地元事業者の建設		2,485	523	6,679	10	9,697
		17.8%	2.4%	40.0%	3.2%	18.3%

※ 建設戸数にはグループホーム型の建設型応急住宅を含む。

※ 「3県以外」は、茨城県、栃木県、千葉県、長野県

<参考資料> 「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ」(平成24年5月国土交通省住宅生産課)

1. 協定

本県では、災害時に早期に供与が可能な体制を構築するため、次のとおり関係団体と協定を締結している。

表 2-10 関係団体との協定

協定の名称	協定締結先	締結年月日
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社) プレハブ建築協会	H8. 3. 18
災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定	(公社) 青森県宅地建物取引業協会	H24. 9. 19
	(公社) 全日本不動産協会青森県本部	H24. 9. 19
	(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会	H30. 7. 30
災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社) 全国木造建設事業協会	H28. 2. 9
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社) 日本ムービングハウス協会	R3. 12. 20

【協定締結団体による他県での建設の実績】



((一社) プレハブ建築協会による建設型応急住宅)



(東日本大震災時の地元事業者による建設型応急住宅・集会所)



((一社) 日本ムービングハウス協会による建設型応急住宅)

2. 契約等

【 契約 】

建設型応急住宅の調達は緊急に必要なものとして、地方自治法上、随意契約が認められている。契約種別は原則として物品の買取り又はリースとする。

【 発注・支払 】

発注は、建設用地、戸数及び住戸タイプ等を県（市町村）が事業者に指示することによって行われ、代金の支払いは、納品後の精算払いが原則である。

なお、本県では、建設型応急住宅をリース方式により設置した場合の賃借料は、地方自治法施行令第163条第3号中の「前金で支払しなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費」に該当するものとし、納品後の一括前払いが可能であると取り扱っている。

また、賃貸借契約が複数年度に跨る場合は、地方自治法第234条の3に規定する「不動産を借り入れる契約」と取り扱い、長期継続契約としている。

【 追加工事 】

追加工事が必要な場合、引き続き随意契約によるのか、競争入札とするのかについては、その内容により判断する。

■ 関連法令等

・ 地方自治法

（長期継続契約）

第二百三十四条の三 普通地方公共団体は、第二百四十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

・ 地方自治法施行令

（前金払）

第一百六十三条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

三 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費

（随意契約）

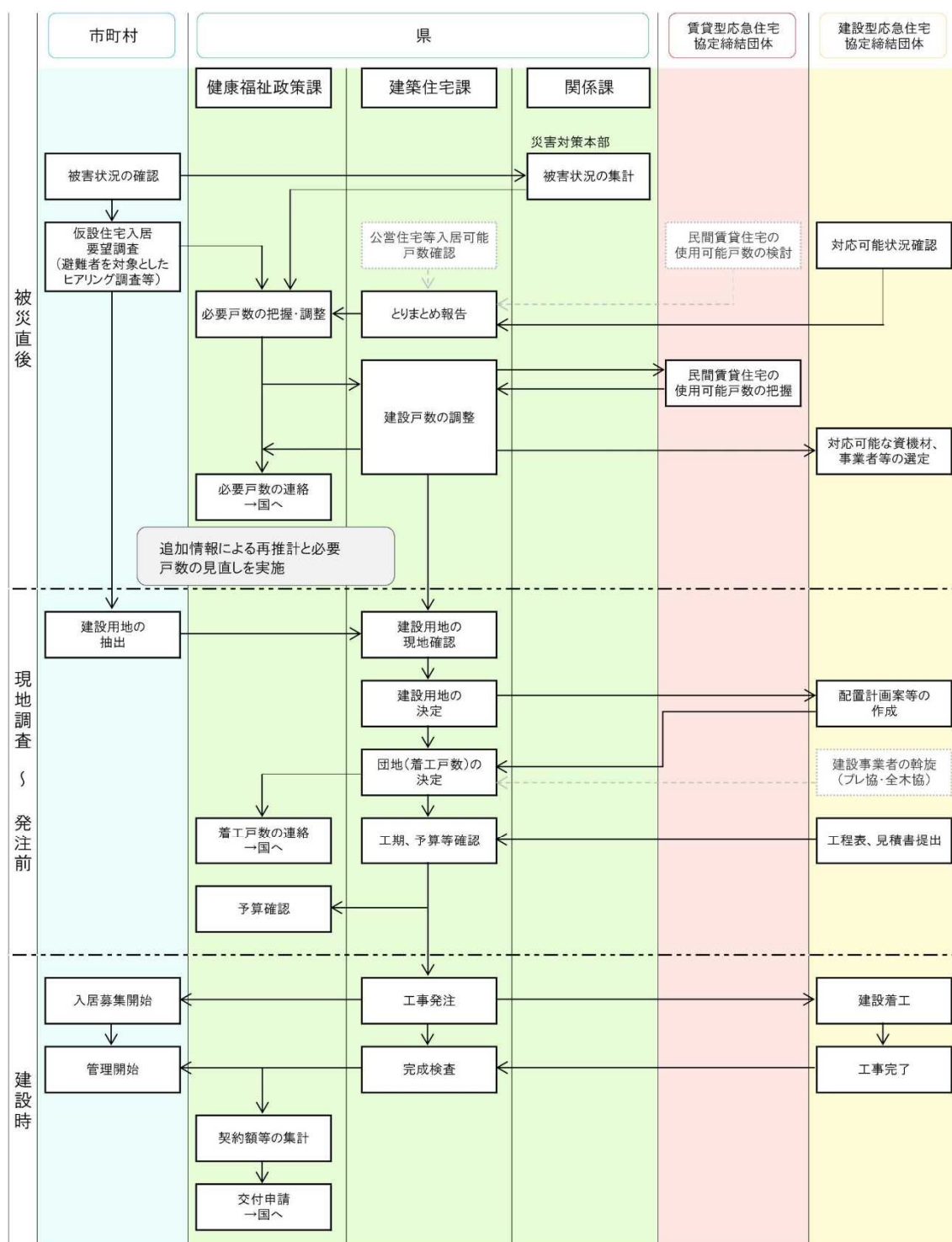
第一百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

2. 3 関係者間の役割分担、情報連絡体制の整理

県、市町村及び協定締結団体の役割分担については、応急仮設住宅の供与について時系列のケーススタディを行い、予め業務フロー図や業務分担表の整備、また、事前訓練等を随時行う必要がある。

【 全体業務フロー図 】



【 県の業務 】

所属		分担事務
危機管理局	防災危機管理課	1. 各部との調整等に関する事
健康福祉部	健康福祉政策課	救助チーム
		1. 必要戸数の把握・調整に関する事 2. 内閣府との協議、連絡調整に関する事 3. 必要戸数に係る市町村との連絡調整に関する事 4. 建築住宅課との協議、連絡調整に関する事 5. 予算確保に関する事
県土整備部	建築住宅課	総合調整 チーム
		総合調整 チーム
		1. 建設戸数、建設計画の決定に関する事 2. 国土交通省、市町村及び建設型応急住宅の協定締結 団体との協議・調整等に関する事 3. 賃貸型応急住宅の協定締結団体との協議・調整等 に関する事 4. 健康福祉政策課との協議、連絡調整に関する事 5. 災害対策本部への提案・報告等に関する事 6. 他都道府県等への応援要請に関する事 7. 進捗状況等のデータ管理に関する事 8. 建設用地の確認に関する事 9. 建設型応急住宅の検査に関する事 10. 追加工事、供与完了後の撤去及び復旧工事に関する こと
		発注・管理 チーム
		1. 発注業務、予算執行に関する事 2. 市町村への委託契約等の事務に関する事 3. 建設型応急住宅の維持・管理に関する事
総務部	財産管理課	総合支援 チーム
地域県民局	地域整備部 (建築指導課)	
		1. 総合調整チーム及び発注・管理チームの事務に関する事

【 市町村の業務 】

時期	分担事務
工事着手前	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難者への意向調査及び必要戸数の把握に関すること 2. 建設用地の選定・確保に関すること 3. 建設用地の状況調査に関すること 4. 建設用地の土地使用承諾、使用契約に関すること 5. 配置計画に関すること 6. 周辺住民対応に関すること
工事着手後	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事着手時及び完了検査時の立会に関すること 2. 建設型応急住宅に関するインフラ復旧に関すること 3. 周辺住民対応に関すること
入退去等管理関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入退去に関すること 2. 建設型応急住宅の維持・管理に関すること

【 関係団体等の業務 】

関係団体等	分担事務
建設型応急住宅の協定締結団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県と締結した建設型応急住宅に係る協定に基づく業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設用地の現地調査・確認 ・ 配置計画図の作成 ・ 建設業者の斡旋 2. 県への供給能力等の状況報告（年1回）、会員名簿の提出（年1回）、県市町村が行う模擬訓練への参加・協力
建設業者	<p>建設型応急住宅に係る下記業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工程表の作成 ・ 実施設計図書の作成 ・ 工事（屋外付帯工事を含む。）の実施 ・ 追加工事等への対応 ・ 工事完了検査後の瑕疵対応 ・ 供与完了後の解体・撤去（リースの場合）

2. 4 標準仕様の設定

1. 各供給主体の標準仕様

東日本大震災においては、（一社）プレハブ建築協会の会員事業者及び（一社）全国木造建設事業協会の会員である地元建設業者等が主体となって建設型応急住宅を建設しているが、それぞれの工法が持つ特性を考慮しつつ、入居者間の公平な居住環境の提供と追加工事を削減する観点からも予め本県における仕様を検討する必要がある。

表 2-11 各供給主体比較表（東日本大震災）

供給主体	工法	特性
全木協 地元建設業者	・ 木造等 ・ 鉄骨造	○標準住戸タイプ ・ 予め仕様を想定することで、多種多様な住戸タイプの設定が可能。 ○工期 ・ 被災状況による。被災地の経済・雇用の創出により、復興効果が期待できる。 ○追加工事等 ・ 予め仕様を想定することで、追加工事は少ない。
プレ協 住宅部会 (ハウスメーカー系)	・ 鉄骨造 ・ 木造等	○標準住戸タイプ ・ 同上 ○工期 ・ 初動対応に一定の時間を要するが、軌道に乗ると工期が短い。また、住宅としての仕様はプレハブ建築系よりも水準が高い。 ○追加工事等 ・ バリアフリー対策、寒冷地対策、地盤対策、防湿対策、防火・防犯対策を実施。
プレ協 規格建築部会 (プレハブ建築メーカー系)	・ 軽量形鋼部ブレース構造 ・ 鉄骨形鋼ユニット構造	○標準住戸タイプ ・ 1DK (6 坪タイプ : 19.8 m ² 相当) ・ 2DK (9 坪タイプ : 29.7 m ² 相当) ・ 3K (12 坪タイプ : 39.6 m ² 相当) ○工期 ・ 初動対応が早く、工期が短い。 ○追加工事等 ・ バリアフリー対策、寒冷地対策、地盤対策、防湿対策、防火・防犯対策を実施。



(地元建設業者による木造の住宅)



(プレ協 規格建築部会 (プレハブ建築メーカー系))



(プレ協 住宅部会 (ハウスメーカー系))

2. 東日本大震災における標準仕様

表 2-12 各供給主体標準仕様表(岩手県)

部 位	東日本大震災における当初仕様の標準例			追加工事で 対応した内容	
	プレ協 規格建築部会	プレ協 住宅部会	公募による地元業者		
本 体	構造	軽量型鋼ブレース構造 鉄骨型鋼ユニット構造 積雪 1 m	鉄骨造 木造等 積雪 1 m	鉄骨造 木造等 積雪 1 m	—
	基礎	木杭 (一部 H 鋼基礎又はコン クリート板)	木杭 (一部 束石又はコンクリ ート板あり)	木杭 (一部 コンクリート板あ り)	—
	屋根	折板屋根	折板屋根、切妻屋根、 片流屋根等	折板屋根、切妻屋根、 片流屋根等	—
	天井	天井グラスウール 10kg 品厚さ 10cm	天井グラスウール 10kg 品厚さ 10cm	天井グラスウール 10kg 品厚さ 10cm	—
	界壁 間仕切り	石膏ボード t=9.5+12.5 (小屋裏まで 3 世帯毎)	石膏ボード t=9.5+12.5 (小屋裏まで 3 世帯毎)	石膏ボード t=9.5+12.5 (小屋裏まで 各世帯)	—
	間仕切り	居室間の開口がない間仕 切り、一部アコーディオン 化	居室間の開口がない間仕 切り、一部アコーディオン 化	アコーディオン化など	—
	床	床パネル グラスウール 厚さ 5cm + ポリエチレ ンフィルム敷 t=0.15cm	グラスウール 10kg 品厚さ 5cm 以上	グラスウール 10kg 品厚さ 5cm 以上	—
		タイルカーペット	タイルカーペット、 クッションフロア、 フローリング	タイルカーペット又は畳	畳を要望に応じて 1 室設置 (畳のない住戸のみ)
	壁	外壁パネル・ グラスウール 10kg 品厚さ 5cm 以上	サイディング・ グラスウール 10kg 品厚さ 10cm 以上	グラスウール 10kg 品厚さ 10cm 以上	【規格建築部会のみ】 外断熱工事による断熱材の 追加 (5cm→10cm)
	窓	引き違いアルミサッシ窓	ペアガラス	ペアガラス	【規格建築部会のみ】 二重サッシ化
	玄関	袖壁	袖壁	袖壁	風除室設置
		手摺	手摺	手摺	—
		網戸なし	網戸なし	一部住戸に網戸設置	網戸追加設置
	トイレ	手摺 暖房便座用コンセント	手摺 暖房便座用コンセント	手摺 暖房便座用コンセント	暖房便座
浴室	手摺	手摺	手摺	要望に応じて 追い焚き機能の追加設置	
庇・雨樋	なし	なし	なし	庇又は雨樋の追加設置	
設 備	空調設備	エアコン (居間)	エアコン (居間)	エアコン (居間)	暖房器具
	給排水設備	硬質塩化ビニル管又は 架橋ポリエチレン管、 止水栓・保温巻・給湯給 水立上り管ヒーター巻	硬質塩化ビニル管又は 架橋ポリエチレン管、 給湯給水立上り管ヒータ ー巻	硬質塩化ビニル管又は 架橋ポリエチレン管、 止水栓・保温巻・給湯給 水立上り管ヒーター巻	床下の吹き抜け防止等
	換気設備	なし	小屋裏の換気扇・換気口	小屋裏の換気扇・換気口	床下の換気扇・換気口追加 (設置可能な住戸)
	防災設備	住宅用火災報知器	住宅用火災報知器	住宅用火災報知器	—
外 構	外部通路	砕石敷き (通路幅 4～6 m)	砕石敷き (通路幅 4～6 m)	砕石敷き (通路幅 4～6 m)	アスファルト舗装 (歩行者用)
	玄関 スロープ	なし	なし	なし	要望に応じて追加設置
	浄化槽	断熱材吹付け (または埋め込み型)	断熱材吹付け (または埋め込み型)	断熱材吹付け (または埋め込み型)	—
	外灯の設置	なし	なし	なし	要望に応じて追加設置
	消火器設置	各棟に 1 台設置	各棟に 1 台設置	各棟に 1 台設置	各住戸に 1 台追加設置
カーブミラ ーの設置	なし	なし	なし	要望に応じて追加設置	

3. 東日本大震災における追加工事

東日本大震災において、岩手県、宮城県及び福島県で行った追加工事は下記のとおりであった。プレハブによる建設型応急住宅では、同様の追加工事の発注が想定されるため、発注時の仕様を確認して対応を検討する必要がある。

表 2-13 被災三県における追加工事対応状況

項目	岩手県	宮城県	福島県
断熱材追加・補強	○	○	○
すきま風防止シート追加・補強	○	○	△
窓のサッシ化、複層ガラス化	○	○	○
畳の設置	○	△	○
玄関先の風除室整備	○	○	○
窓の雪囲い設置	-	-	-
屋根転落防止アングル	-	-	-
エアコン追加設置	-	△	○
暖房器具追加設置	○	○	○
トイレ暖房便座化	-	○	○
換気扇、換気口追加	○	○	○
水道管凍結防止	○	○	○
浄化槽凍結防止	○	○	△
エアコン室外機高所設置	-	△	△
電気容量増強工事	-	△	-
防風ネット設置	-	△	△
通路舗装	○	○	○
排水溝整備	-	○	○
堆雪場配置	-	△	△
集会所等エアコン設置	-	○	-
玄関の手摺スロープ設置	○	○	○
トイレの手摺ステップ等設置	○	○	△
浴室滑り止め、手摺、浴槽嵩上等	○	○	△
外灯の設置（タイマー付）	○	○	△
各住戸への消火器設置	○	○	○
集会所、談話室にAED設置	△	○	○
集会所、談話室の追加整備	-	△	-
各住戸、集会所に非常ベル設置	-	-	-
各住戸に呼び鈴設置	-	△	△
カーブミラーの設置	-	-	-
空住戸を活用した共有のトランクルーム	-	△	-
居室側、玄関側網戸設置	○	○	○
物干し台の雨よけ設置（庇含む）	○	○	○
調理台の追加（シンクのみの場合）	-	-	△
住戸案内板の増設、名字の併記	-	△	-
掲示板の増設・位置の変更	-	△	△

「○」は対応（対応率 50%以上）

「△」は一部対応（対応率 49～5%程度）

「-」は非対応又は特例等

3. 災害時における対応

3. 1 初動（発災当日から数日）

1. 初期情報の収集、体制確保

- 大規模災害発生後、職員の被災状況を考慮しながら庁内の体制を確認する。
- 庁内の災害対策本部、警察・消防機関の報告及び報道等による災害情報を収集する。（震度分布、津波浸水範囲、水害浸水範囲、避難者数等）
- 県庁舎等が被害を受けた場合は、職員等の安全確保を図りつつ、作業場を確保し、作業に着手する。
- 建設型応急住宅の建設準備の立ち上げ状況や進行状況等について、被災自治体内の災害対策本部からの報告聴取、報道機関からの取材及び国土交通省等からの照会など断続的に行い得るよう体制を整備し、効率的な情報提供ができるよう整理、記録を行う。

2. 各役割の確認

- 「2. 4 関係者間の役割分担、情報連絡体制の整理」による基本的役割を確認し、各担当者を指定する。（通常業務量を勘案の上、兼務職等の判断を行う。）

表 3-1 各チームの基本的役割

基本的役割
救助チーム ・ 応急仮設住宅の必要戸数の把握・調整、内閣府との協議、連絡調整を行う担当
総合調整チーム ・ 応急仮設住宅の戸数等を計画し、建設型応急住宅については、用地、仕様等について健康福祉部局と連携して総合調整を行う担当
発注・管理チーム ・ 発注業務、入退去・維持管理に関する市町村への委託契約等を行う担当

3. 各役割の初動対応

- 災害対策本部においては、建設型応急住宅の建設準備の開始を関係課に報告する。
- 各担当は、庁内の応急仮設住宅全般に係る連絡体制を確保する。
- 各担当は、市町村の担当部局との連絡手段を確保する。また、市町村へ派遣されているリエゾンから情報収集を行い、必要な対応を検討する。
- 救助チームは、市町村の担当部局より避難者数の情報を収集する。また、市町村の担当部局に対して、避難者の応急仮設住宅への入居意向調査の実施を依頼する。
- 救助チームは、内閣府との連絡手段を確保する。
- 総合調整チーム及び発注・管理チームは、協定締結団体との連絡手段を確保し、建設型応急住宅の必要戸数（見込み）を伝え、提供可能戸数について回答を受けるなど、相談を開始する。
- 総合調整チームは、国土交通省（本省・東北地方整備局）との連絡手段を確保する。
- 総合調整チームは、各担当の被害情報より、被害の大きい地域を把握し、建設候補用地の検討を行う。
- 各担当は、個人情報の管理について、関係者に周知徹底する。

4. 業務スペース、車両の確保等

- 建設型応急住宅の建設については、計画及び発注等の担当毎に応援職員を含めた業務スペースと事務機器、通信機器等の確保が必要となるため、庁内等に執務室を確保する必要がある。
- 応援職員を受け入れる場合、人数分のネットワーク接続パソコンやプリンターの確保に努める。
- 現地確認等のための車両を確保する。不足している場合は各行政機関の車両、協定事業者の車両等、必要な範囲で共同利用する等の対応を行う。（この場合、事故等に備えた保険等を確認する。）

3. 2 必要戸数の推計と要請

1. 初期情報からの推計と要請

- 「2. 4 関係者間の役割分担、情報連絡体制の整理」で示されている各役割分担を基に、各担当が情報収集した内容から建設戸数の推計を行う。

表 3-2

手順	項目
1	必要戸数(1) = 「2. 1 被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の想定」表 2-5 で示された方法により行う。
2	必要戸数(2) = 必要戸数(1) - 公営住宅活用戶数
3	建設戸数 = 必要戸数(2) - 賃貸型応急住宅活用戶数

- 国土交通省、内閣府及び報道機関等に対し、建設戸数の連絡を行う場合は、初期情報での推計値であることを伝え、協定締結団体や資材供給者等の混乱を招くことのないように留意する。
- 初期情報での建設戸数は、資材・人手の確保の面から、建設型応急住宅の入居需要に対して不足することが無いように、多めに見込んでおく必要がある。

2. 追加情報による推計と必要戸数の見直し

- 各担当は初期情報の更新を随時行い、必要戸数の数値を適宜見直す。
- 上記の見直しは、市町村における避難者の入居希望の把握等により行う。
- 戸数の見直しを行った場合は、国土交通省、内閣府に報告する。
- 発災から概ね6ヵ月以内までの完成見通し(工程表)を作成する。

3. 3 協議・発注

1. 斡旋要請先の決定

- 各担当が収集した情報を基に、被害の状況や地理的状況、賃貸型応急住宅や公営住宅等の活用状況、被災者の入居希望等を総合的に考慮したうえで、3つの協定締結団体から斡旋の要請先を決定する。

2. 協定締結団体との協議と発注

- 協定に基づき、協定締結団体に対し予定戸数の提示と建設業者の斡旋要請を行う。
- 地元事業者等が被災している場合は、対応が可能となる時期の見通しを確認する。
- 建設候補用地については、協定締結団体の協力を得つつ現地確認を行う。
- 確定した建設用地については、協定締結団体に配置計画等の提案を求めその内容を確認する。
- 協定締結団体から斡旋を受けた建設業者に、用地と配置計画案を示し、予定工期及び見積書等の提出を受け、建設指示を行う。
- 複数の市町村において災害が生じている場合は、原則準備が整った順に着工する。



(建設候補用地の配置計画確認状況)

3. 4 用地の選定

1. 建設候補用地リストの確認

- 災害発生後の初期情報において把握される情報と建設候補用地リストを照合し、建設候補用地の被害状況、地域別の必要推計戸数の充足状況を確認し、必要であれば近隣市町村間での入居調整を行い、建設候補用地の確保を行う。
なお、災害時には、災害により発生したごみ（災害廃棄物）置き場等を確保する必要があるため、建設候補用地及び災害廃棄物置き場等の選定にあたっては、関係部局間で調整のうえ、決定する。
- 建設候補用地については、市町村が主体的に選定することが望ましいが、被害の状況により、市町村の体制が機能しない場合には県が用地選定の支援を行う。

2. 建設候補用地の選定

- 建設候補用地は原則公有地とするが、候補地が不足する場合は住民の意向等を確認した上で、私有地の使用を検討する。
- 市町村より提供を受けた建設候補地について現地確認を行い、建設用地として確定する。
- 建設型応急住宅の存続の長期化が予想される場合は、災害公営住宅の建設候補用地を考慮しながら、用地選定を行う。

3. 5 発注仕様の確定

- 被災状況や避難者の世帯人数により必要とされる住戸タイプが異なるので、常に最新の情報を把握し、可能な限り要望に応じた仕様を採用する。
- 地元事業者による建設型応急住宅は、事前に作成した標準設計を基に発注を行う。また、追加や不要と思われる仕様については、被災状況を考慮して柔軟に対応を行う。
- 協定締結団体による建設型応急住宅は、被災地域や避難者の状況及び被害の大きさを鑑み、可能な限り地域に適した仕様で発注を行う。また、本県の標準設計や仕様書で対応できない項目や追加工事で対応が必要な項目については、発注前に事前協議を行う。



(青森県木造建設型応急住宅の標準仕様)

3. 6 コミュニティ施設・要配慮者への配慮方針

1. コミュニティ施設・交通の確保

- 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、原則として居住者の集会施設を設置する。運営は住民による自主的運営を原則とし、各種行事等のために活用されるものであるが、行政、その他による生活支援情報や保健・福祉サービス等を提供する場所としても積極的に活用することを促す。
- 建設型応急住宅団地内のコミュニティ形成に寄与するものとして、ベンチや、あずまやなどの設置を検討する。
- ストック活用の観点から、商業施設、診療所等の生活利便施設（以下、生活利便施設という。）は、建設型応急住宅団地近隣の既存施設を出来るだけ活用するが、不足する場合は、建設型応急住宅団地内もしくは近傍への建設に配慮する。
- 特に一定規模以上の団地の場合は、仮設で建設する生活利便施設のための用地を予め確保する。
- 建設候補地のチェックリストの中で、周辺の既存の生活利便施設の有無についても整理しておき、仮設施設の建設を想定する建設候補地においては、これらの生活利便施設を含めた配置計画を事前準備しておく。
- 仮設店舗等の仮設施設を建設する際は、被災した中小事業者等に事業再開の場を提供する観点からも、被災市町村等からの要請に基づいて（独）中小企業基盤整備機構が整備する仮設施設（仮設店舗、仮設工場、仮設事務所等）の仕組みの活用も有効である。



（東日本大震災時の集会所）

2. コミュニティ等に配慮した入居管理

- 入居は、高齢者・障害者等の個々の世帯の必要度に応じて決定すべきであることから、機械的な抽選等により行わないようにする。（東日本大震災に係る応急仮設住宅について 平成23年4月15日厚生労働省社会・援護局総務課長通知）
- コミュニティの維持の観点から、地域の被災者が一体的に建設型応急住宅団地に入居できるようにする。一定の戸数を確保した上で、従前のコミュニティ単位で入居募集を行うといった方法も想定され、その場合の募集方法については被災者に充分説明した上で実施する。
- 建設型応急住宅での生活の長期化が予想される場合は、高齢者・障害者等が集中しないように配慮する。

3. 配置計画の工夫

- 高齢者の孤独死の防止、入居者同士の交流の促進及びコミュニティ形成の観点から、配置計画上の工夫を行うことが必要である。（玄関口の対面配置等）

4. バリアフリー仕様

- 高齢者・障害者等の利用に配慮した住宅の仕様は誰にとっても利用しやすいことから、標準仕様においてもできる限り、浴室・便所等に手すりを設置するなどバリアフリー仕様となるよう配慮する。



（バリアフリー仕様例）

5. 福祉仮設住宅の設置

- 福祉仮設住宅とは、段差解消のためのスロープや生活援助員室を設置するなど、在宅サービスを利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者・障害者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設である。
被災の規模及び程度、被災者のうち高齢者・障害者等の人数並びに施設利用の状況を勘案し、必要な設置戸数を定め設置する。
※福祉仮設住宅を計画する際の留意点等は、「災害救助事務取扱要領」（内閣府政策統括官（防災担当））を参考とする。



（福祉仮設住宅例）

3. 7 建設の進捗管理、検査、引き渡し等

1. 建設の進捗管理

- 各団地の進捗状況や完成見込み等の進捗管理を行い、避難者の早期解消に努める。初期の調査から工事完了までの期間、承認図、工程表、写真及び契約書類等の様々な書類管理が必要となるので、データベースまたは共有ファイルで管理を行い、進捗管理を一元化する必要がある。
- 工事の過程で建設業者と、上下水道事業者、エネルギー事業者及び市町村等の関係者間で問題が発生した場合は、その調整を行う。
- 各団地の工事進捗状況、完成時期及び諸問題等は、定期的に報告を行うように建設業者等に指示を行う。

2. 各種検査・引き渡し

- 建設型応急住宅については、賃貸借契約書又は売買契約書に基づき、引渡し前の完成検査を行う。また、縄張り確認及び中間確認を随時実施し、建設工事の進捗状況を確認する。

項目	検査位置付け	検査者
縄張り確認	状況確認	担当者
中間確認	状況確認	担当者
完成検査	契約書に基づく検査	任命された検査員

- 縄張り検査は、施工者の立ち会いのもと計画どおりに住戸が配置され、駐車スペースが確保できるか確認する。検査で配置が不可能と判断された場合は、戸数を減らす等の対応をし、関係者に周知をする。



(縄張り検査状況)

- 中間確認は、下記の工程が終了し、断熱材等の下地工事が完了した時点で行う。

構造	特定工程
鉄骨造	建方工事
木造	軸組工事（枠組壁工法にあつては、枠組工事、木質プレハブ工法にあつては組立工事）及び屋根工事



(中間確認状況)

- 完了検査時に大幅な手直し事項があつた場合、避難者の入居手続きに支障をきたすため、見え隠れ部分については、必ず自主検査を行うように指導し、検査終了後は、すみやかに引き渡しを受け、管理者に引き継ぐ。



(完了検査状況)

3. 8 契約不適合対応、維持保全・メンテナンス、追加工事対応

1. 契約不適合対応

- 引渡し後の不具合が、建設業者の契約不適合によるものか、入居者の責によるものか、または自然災害等特定の者の責によらないものか等について、一定の判断を行い、建設業者に契約不適合責任があった場合は、建設業者に補修対応を要請する。なお、維持管理及び補修について、建設業者との負担する範囲を定めた「覚書」を交わすことも考えられる。

※建設型応急住宅は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第96条に基づく10年間の瑕疵担保責任から除外される。

2. 維持保全・メンテナンス・保守点検

- 維持保全・メンテナンス・保守点検の対応は、県から市町村に委任または県から指定管理者等に委託することが想定される。
- 保守点検の主な内容は、浄化槽、消防設備、井戸水質、除菌及び受水槽の点検が考えられる。
- 入居後の不具合について緊急を要する場合は、即時に対応し、原因や程度に応じて、建設業者等に費用を求償する。

3. 追加工事対応

- 追加工事の対応は、県から市町村に委任または県から指定管理者等に委託することが想定される。
- 個別の追加工事要望については、考慮すべき事情に基づき柔軟に対応する。
- 生活改善のために入居者自ら行う改造等の要望・提案等については、相談を受け、その可否を判断する。なお、改造等の実施後は確認を行う。

■ 関連法令等

・住宅の品質確保の促進等に関する法律

(住宅の新築工事の請負人の瑕疵担保責任)

第九十四条 住宅を新築する建設工事の請負契約（以下「住宅新築請負契約」という。）においては、請負人は、注文者に引き渡した時から十年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるもの（次条において「住宅の構造耐力上主要な部分等」という。）の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。次条において同じ。）について、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百十五条、第五百四十一条及び第五百四十二条並びに同法第五百五十九条において準用する同法第五百六十二条及び第五百六十三条に規定する担保の責任を負う。

2 前項の規定に反する特約で注文者に不利なものは、無効とする。

3 第一項の場合における民法第六百三十七条の規定の適用については、同条第一項中「前条本文に規定する」とあるのは「請負人が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第九十四条第一項に規定する瑕疵がある目的物を注文者に引き渡した」と、同項及び同条第二項中「不適合」とあるのは「瑕疵」とする。

(新築住宅の売上の瑕疵担保責任)

第九十五条 新築住宅の売買契約においては、売主は、買主に引き渡した時（当該新築住宅が住宅新築請負契約に基づき請負人から当該売主に引き渡されたものである場合にあっては、その引渡しの時）から十年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵について、民法第四百十五条、第五百四十一条、第五百四十二条、第五百六十二条及び第五百六十三条に規定する担保の責任を負う。

2 前項の規定に反する特約で買主に不利なものは、無効とする。

3 第一項の場合における民法第五百六十六条の規定の適用については、同条中「種類又は品質に関して契約の内容に適合しない」とあるのは「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第九十五条第一項に規定する瑕疵がある」と、「不適合」とあるのは「瑕疵」とする。

(一時使用目的の住宅の適用除外)

第九十六条 前二条の規定は、一時使用のため建設されたことが明らかな住宅については、適用しない。

3. 9 供与期間終了後について

1. 解体撤去

- リース方式の場合、建設型応急住宅の建設業者と協議し、建設型応急住宅の撤去及び敷地の原状回復を行う。なお、撤去等に要する費用は、賃借料に含まれている。
- 買取り方式の場合、解体等の設計を行い、工事を発注する。なお、必要に応じて建設型応急住宅の再利用を検討する。
- 建設型応急住宅の解体撤去に係る費用については、災害発生前の平常時の単価を用いて積算する。ただし、物価の変動等により実態と乖離している場合は、健康福祉政策課と協議する。
- 撤去等の完了後、敷地の所有者に現地確認を求め、確認終了後、敷地を返却する。

■ 関連法令等

・ 青森県災害救助法施行細則

(救助の程度、方法及び期間)

第二条 救助の程度、方法及び期間は、別表第一による。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、別表第一により難い特別の事情があると認めるときは、内閣総理大臣と協議して、別に救助の程度、方法又は期間を定めることがある。

別表第一

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

2 応急仮設住宅

(二) 建設型応急住宅の設置については、次に掲げるところによる。

(7) 建設型応急の供与の終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域において平常時に要すると認められる額とする。

2. 活用

建設型応急住宅は国で定める処分制限期間経過後（2年）は、有償譲渡等を含め、地方自治体が定めるところにより自由に処分できる。

処分制限期間経過後も引き続き建設型応急住宅を活用する場合は、建築基準法第85条の特例が適用されていることから、基礎の敷設等、同法に規定する各種基準に適合させる措置を講じる必要がある。

○ 取組み事例

1. 和歌山県 平成23年台風12号による対応

県補強工事実施 → 県の単独住宅

被災した住宅敷地の復旧工事が2年以内に完了しないため、引き続き建設型応急住宅を使用することとした。基礎等の補強工事を実施し、供与期間終了後は、県の単独住宅とした。

工事内容

- ・ 基礎工事（基礎を新設（木杭は残存） 建築基準法に適合）
- ・ 間仕切壁改修工事（建築基準法に適合）
- ・ 建具改修工事（二重サッシ 建築基準法に適合）

2. 長崎県 平成2～7年 雲仙普賢岳の噴火災害による対応

県補強工事実施 → 市・町へ譲渡 → 市町の単独住宅

災害の長期化や被害の拡大により公営住宅が不足すること等を踏まえ、県による改修工事を実施した。工事完了後は市町へ無償譲渡し、市町の行政財産として管理された。不要となった際の撤去は市町負担で実施した。

工事内容

- ・ 増築（約30㎡→約60㎡）
- ・ 屋根工事
- ・ 内装工事

■ 関連法令等

・ 災害救助法による応急仮設住宅の管理委及び処分について（昭和43年6月1日社施第131号 各都道府県知事あて厚生省社会局長通知）

3. 1 0 個人情報管理

応急仮設住宅の関係者は、入居者リストなど個人情報を保有する場合は、個人情報の漏えい、紛失や滅失がないよう、十分な情報管理を行う。なお、これらに留意した上で、自治体部局間で必要な情報の共有を行う。

資料編

1. 連絡先一覧 (令和6年3月1日現在)

青森県(知事部局—本庁) 大代表 017-722-1111				
部局名	課名	係名	内線番号	直通電話
危機管理局	防災危機管理課	危機管理対策グループ	4122	017-734-9088
健康福祉部	健康福祉政策課	総務グループ	6210	017-734-9276
県土整備部	建築住宅課	住宅企画グループ	6799	017-734-9695
		建築指導グループ	6810	017-734-9693
		住宅政策グループ	6796	017-734-9692
		住宅整備グループ	6808	017-734-9694

青森県(知事部局—出先機関)				
所属	部名	課名	電話	防災情報ネットワーク※
東青地域県民局	地域整備部	建築指導課	017-728-0200	8-8282
中南地域県民局	〃	〃	0172-32-1131	8-812-1-351
三八地域県民局	〃	〃	0178-27-5111	8-811-1-259
西北地域県民局	〃	〃	0173-34-2111	8-813-1-394
上北地域県民局	〃	〃	0176-22-8111	8-814-1-338
下北地域県民局	〃	〃	0175-22-8581	8-815-1-276

市町村連絡先				
所属	担当1	担当2	電話	防災情報ネットワーク※
青森市	危機管理課	住宅まちづくり課	017-734-1111	8-2012
弘前市	防災課	建築住宅課	0172-35-1111	8-2022
八戸市	災害対策課	建築住宅課	0178-43-2111	8-2032
黒石市	総務課防災管理室	都市建築課	0172-52-2111	8-2042
五所川原市	防災管理課	建築住宅課	0173-35-2111	8-2052
十和田市	総務課	都市整備建築課	0176-23-5111	8-2062
三沢市	防災管理課	建築住宅課	0176-53-5111	8-2072
むつ市	防災安全課	住宅政策課	0175-22-1111	8-2082
つがる市	防災危機管理課	建築住宅課	0173-42-2111	8-2092
平川市	総務課	建築住宅課	0172-44-1111	8-2102
平内町	総務課	地域整備課	017-755-2111	8-3012
今別町	総務課	産業建設課	0174-35-2001	8-3032
蓬田村	総務課	建設課	0174-27-2111	8-3042
外ヶ浜町	総務課	建設課	0174-31-1111	8-3072
鱒ヶ沢町	総務課	建設管財課	0173-72-2111	8-3212
深浦町	総務課	建設水道課	0173-74-2111	8-3232

西目屋村	総務課	建設課	0172-85-2111	8-3432
藤崎町	総務課	建設課	0172-75-3111	8-3612
大鰐町	総務課	建設課	0172-48-2111	8-3622
田舎館村	総務課	建設課	0172-58-2111	8-3672
板柳町	総務課	地域整備課	0172-73-2111	8-3812
鶴田町	総務課	建設整備課	0173-22-2111	8-3842
中泊町	総務課	環境整備課	0173-57-2111	8-3872
野辺地町	防災管財課	建設水道課	0175-64-2111	8-4012
七戸町	総務課	建設課	0176-68-2111	8-4022
六戸町	総務課	建設下水道課	0176-55-3111	8-4052
横浜町	総務課	建設水道課	0175-78-2111	8-4062
東北町	総務課	建設課	0176-56-3111	8-4082
六ヶ所村	原子力対策課	建設課	0175-72-2111	8-4112
おいらせ町	まちづくり防災課	地域整備課	0178-56-2111	8-4122
大間町	総務課	生活整備課	0175-37-2111	8-4232
東通村	防災安全課	建築住宅課	0175-27-2111	8-4242
風間浦村	総務課	産業建設課	0175-35-2111	8-4252
佐井村	総務課	産業建設課	0175-38-2111	8-4265
三戸町	総務課	建設課	0179-20-1111	8-4412
五戸町	総務課	都市計画課	0178-62-2111	8-4422
田子町	総務課	建設課	0179-32-3111	8-4432
南部町	総務課	建設課	0178-76-2111	8-4472
階上町	総務課	建設課	0178-88-2111	8-4462
新郷村	総務課	建設課	0178-78-2111	8-4502

国連絡先			
機関	担当	電話	備考
国土交通省東北地方整備局	建政部 都市・住宅整備課	022-225-2171	

協定団体等連絡先		
名称	電話	FAX
(一社) プレハブ建築協会	03-5280-3121	03-5280-3127
(一社) 全国木造建設事業協会	03-5540-6678	03-5540-6679
(一社) 日本ムービングハウス協会	011-885-6000	011-886-3917
(公社) 青森県宅地建物取引業協会	017-722-4086	017-773-5180
(公社) 全日本不動産協会青森県本部	017-775-3891	017-775-3568
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会	03-3510-0088	03-3510-0089
(一社) 青森県建設業協会	017-722-7611	017-722-7617

※青森県防災情報ネットワーク電話は建築住宅課の内線電話から各機関へダイヤルする場合を想定

2. 建設型応急住宅建設候補地チェックリスト

基本情報	
1	市町村名
2	地名地番
3	敷地面積 ㎡
4	建設想定戸数 戸
5	想定利用者数 人
6	配置計画図の有無 有 ・ 無
7	土地所有者 国 ・ 県 ・ 市町村 ・ 民有地
8	名義
9	賃借料 円
10	2年以上の借用 可 ・ 否
11	必要な施設 集会所 ・ 談話室 ・ 福祉仮設住宅 ・ サポート拠点

周辺環境の状況	
1	災害(洪水・内水・高潮・津波・土砂災害・火山等)での被害想定区域 区域外 ・ 区域内 ()
2	前面道路幅員 m
3	接道幅 m
4	土砂災害警戒区域の指定 有 ・ 無
5	急傾斜崩壊危険区域の指定 有 ・ 無
6	がけ地 有 ・ 無
7	危険物(ガスタンク・危険物倉庫等) 有 ・ 無
8	悪臭、振動、騒音(鉄道等) 有 ・ 無
9	日当たり 良 ・ 悪
10	夜間の敷地までの経路(街路灯の有無) 良 ・ 悪
11	公共交通機関までの距離 電車 ・ バス km
12	医療施設 有 ・ 無 (km)
13	店舗等(コンビニ、スーパー、商店街等) 有 ・ 無 (km)
14	公共施設(公民館、郵便局、学校) 有 ・ 無 (km)

敷地の状況	
1	地盤の状況 土、芝 ・ アスファルト ・ 盛土 ・ その他
2	木杭で対応できる地盤か 良 ・ 悪
3	敷地の地盤強度 良 ・ 悪
4	敷地境界 明確 ・ 不明確
5	敷地の高低差 有 ・ 無
6	敷地の排水状況(雨水排水) 良 ・ 悪
7	積雪への対応 不要 ・ 必要
8	上水道 有 ・ 無 ・ 井戸
9	下水道 有 ・ 無
10	浄化槽放流先 有 ・ 無(浸透枳) ・ 対象外
11	ガス 有 ・ 無
12	LPG 有 ・ 無
13	電柱の増設 必要 ・ 不要 (電柱番号 :)
14	消防水利(消火栓・防火水槽等) 有 ・ 無
15	テレビ 可 ・ 不可
16	難視聴地域 内 ・ 外

3. 建設型応急住宅の協定締結団体への建設可能戸数照会

第 年 月 号
日

協定団体 様

青森県知事 ○○ ○○

応急仮設住宅建設可能戸数について（照会）

○○年○○月○○日に発生した○○により、県内の被害が甚大であり、災害救助法の適用を決定致しました。

このため、本県では貴協会と締結した協定書に基づき、応急仮設住宅の要請が必要と見込まれますので、現在の応急仮設住宅の建設可能戸数について、下記日時までに別紙により回答してください。

記

回答期限 : ○○年○○月○○日

青森県県土整備部建築住宅課
○○○○グループ
017-722-1111(内線○○○○)
e-mail:○○○@○○

別紙

応急仮設住宅建設可能戸数について（回答）

団体名：

担当者：

T E L：

〇〇年〇〇月〇〇日 時点

（単位：戸）

供給可能戸数				
間取り	2週間以内	1か月以内	2ヶ月以内	3ヶ月以内
1DK (19.8 m ²)				
2DK (29.7 m ²)				
3K (39.6 m ²)				

4. 市町村の建設要望戸数の確認

年 月 日

青森県知事 様

〇〇市町村長

応急仮設住宅建設要望調書

応急仮設住宅の建設を次のとおり要望します。

第 〇 回 提 出				
市 町 村 名				
建設要望戸数	1DK (19.8 m ²)	2DK (29.7 m ²)	3K (39.6 m ²)	その他
	戸	戸	戸	戸
	合 計			戸
その他の詳細				
避難者数		人		
被 害 状 況	全 壊	戸		
	焼 失	戸		
	流 失	戸		
	半 壊	戸		

応急仮設住宅建設要望戸数総括表

年 月 日

地区	市町村名	建設要望 戸数	避難者数	家屋被害状況					災害救助法 適用日
				全壊	焼失	流失	計	半壊	
東青	青森市								
	平内町								
	今別町								
	蓬田村								
	外ヶ浜町								
中南	弘前市								
	黒石市								
	平川市								
	藤崎町								
	大鱈町								
	田舎館村								
	西目屋村								
西北	五所川原市								
	つがる市								
	鱒ヶ沢町								
	深浦町								
	板柳町								
	鶴田町								
	中泊町								
上北	十和田市								
	三沢市								
	野辺地町								
	七戸町								
	六戸町								
	横浜町								
	東北町								
六ヶ所村									
おいらせ町									
下北	むつ市								
	大間町								
	東通村								
	風間浦村								
	佐井村								
三八	八戸市								
	三戸町								
	五戸町								
	田子町								
	南部町								
	階上町								
新郷村									

5. 建設戸数の決定通知

第 年 月 号
日

〇〇市町村長 様

青森県知事 〇〇 〇〇

応急仮設住宅の建設について（通知）

このことについて、被災状況及び建設可能戸数等を勘案した上で、次のとおり応急仮設住宅の建設を決定しました。

地区名	所在地	建設戸数	内 訳			共同施設
			1DK	2DK	3K	

青森県県土整備部建築住宅課

〇〇〇〇グループ

017-722-1111(内線〇〇〇〇)

e-mail:〇〇〇@〇〇

6. 建設型応急住宅の協定締結団体への建設協力要請

第 年 月 日
号

協定団体 様

青森県知事 ○○ ○○

災害時における応急仮設住宅の建設について（要請）

○○年○○月○○日に発生した○○により、県内の被害が甚大であり、災害救助法の適用を決定致しました。

このため、本県では貴協会と締結した協定書に基づき、次のとおり応急仮設住宅の建設に関し、建設業者の斡旋の協力を要請します。

1. 建設場所
2. 戸数
3. 規模
4. 着工期日

青森県県土整備部建築住宅課
○○○○グループ
017-722-1111(内線○○○○)
e-mail:○○○@○○

7. 建設業者との契約（リースの場合）

応急仮設住宅賃貸借契約書

賃借人青森県（以下「甲」という。）と賃貸人（以下「乙」という。）との間に応急仮設住宅の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（賃貸借物件等）

第1条 乙は、甲に対し、別表記載の応急仮設住宅一式（以下「賃貸借物件」という。）を貸与し、甲は、これを借り受け、乙に対し、当該賃貸借物件に係る賃借料（以下「賃借料」という。）を支払うものとする。

2 甲は、別表記載の所在地に賃貸借物件を設置するものとする。

（用途指定）

第2条 甲は、賃貸借物件を応急仮設住宅の用に供しなければならない。

（賃貸借期間）

第3条 乙は、賃貸借物件を 年 月 日までに甲に引き渡すものとし、賃貸借期間は引渡しの日から 年 月 日までとする。

（賃借料）

第4条 賃借料の総額は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。

2 賃借料の総額には、賃貸借物件の撤去及びその敷地の原状回復（以下「賃貸借物件の撤去等」という。）に要する費用が含まれるものとし、その金額は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。

3 賃借料の総額については、本契約の対象である応急仮設住宅の目的及び性質等に鑑み、賃貸借期間の短縮による賃借料の減額は生じないものとする。

（賃借料の支払方法）

第5条 乙は、賃貸借物件の引渡しを完了した後、請求書により甲に賃借料を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領した日から起算して30日以内に賃借料を全額前金払で支払うものとする。

（契約の保証）

第6条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちに保険証券を甲に寄託しなければならない。

（1）契約保証金の納付

- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、甲が
確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法
律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以
下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の
締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、金 円（第
4条第2項の賃貸借物件の撤去等に要する費用相当額以上の額）とする。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該
保証は、契約保証金の担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲
げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 第1項1号の契約保証金及び同項第2号の有価証券等（以下「契約保証金等」という。）
は、乙が賃貸借物件の撤去等の完了後、乙の請求により返還する。

（履行期限の延長）

第7条 乙は、天災地変やその他やむを得ない理由により第3条に規定する期日までに賃
貸借物件を引き渡すことができないときは、甲に対して、遅延なくその理由を明らかに
した書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が適正と認
めたときは、甲乙共に協議し、書面により延長日数を定めるものとする。

（遅延利息）

第8条 乙は、その責めに帰する理由により第3条に規定する期日までに賃貸借物件の引
渡しをしなかった場合は、当該期日の翌日から引渡しをした日までの日数に応じ、賃借
料の総額につき年〇.〇パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として甲に納
付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又は
その額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 甲は、前項の遅延利息を、賃貸料の総額より控除するものとする。

（賃貸借物件の検査等）

第9条 甲は、賃貸借物件の納入があった場合において、乙の立会いの下に検査を行うも
のとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに賃貸借物件の引渡しを受けるもの
とする。

- 2 前項の検査に要する費用及び検査のために賃貸借物件が変質又は消耗き損したこと
による損害は、すべて乙の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限り
でない。
- 3 乙は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し
立てることができないものとする。
- 4 第1項の検査に合格しなかったときは、乙は、甲の指定する期日までに完全なものを
納入しなければならない。

(管理義務)

第10条 甲は、賃貸借物件を使用するにあたり、善良なる管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。

2 甲は、賃貸借物件の管理を市町村に委任することができる。この場合において、甲は、前項に定める義務を遵守するために必要な措置を講じるものとする。

(売却の制限等)

第11条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に売却してはならない。

2 乙は、賃貸借物件に抵当権、質権その他形式のいかに問わず、甲の賃貸借物件の完全な使用を阻害する権利などを一切設定してはならない。

(譲渡の禁止)

第12条 甲は、乙の承認がなければ、この契約により生ずる賃借権を第三者に譲渡してはならない。

(賃貸借物件の現状変更)

第13条 甲は、賃貸借物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ乙の承認を受けなければならない。

(賃貸借物件の滅失等)

第14条 甲は、賃貸借物件について、滅失等により乙の所有権が回復する見込みがない場合又は修繕が困難な場合には、乙に確認を求めた上で、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じたときは、乙は甲にその賠償を請求できるものとする。ただし、当該滅失等が甲の故意又は過失によるものでないときは、この限りでない。

(修繕義務)

第15条 甲は、故意又は過失により賃貸借物件を荒廃又は毀損した場合は、遅滞なく自己の費用において復旧修繕しなければならない。

(修理費用の負担)

第16条 前条に定めるもののほか、賃貸借物件の維持管理及び補修については、甲乙共に協議して定める。

(保険料)

第17条 乙は、賃貸借期間中の賃貸借物件に係る火災保険料を負担するものとする。

(契約不適合責任)

第18条 乙は、賃貸借物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、その修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完、この契約の解除又はこれに代えて若しくは

併せて損害賠償（以下「履行の追完等又は損害賠償」という。）の責めを負うものとする。ただし、当該契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の履行の追完等又は損害賠償の請求は、甲がその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙にその旨を通知して行わなければならない。

（契約の解除）

第19条 甲は、第14条及び前条の規定による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲は、その責任を負わないものとする。

- (1) 乙が、第3条の引渡し期日までに賃貸借物件を引渡さなかったとき、又は引渡しする見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。
- (3) その他乙がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第1号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人
- (2) 乙について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人
- (3) 乙について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

（違約金）

第20条 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、賃借料の総額の100分の5に相当する金額を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

（損害賠償）

第21条 甲は、第19条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金等若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として乙から徴収する。

（賃貸借物件の撤去等）

第22条 甲は、賃貸借期間の終了日までに乙に賃貸借物件の撤去等を依頼する旨を通知するものとし、乙は、甲の指定する日までに賃貸借物件の撤去等を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、賃貸借期間の終了前に賃貸借物件を撤去する必要が

生じた場合は、乙にその旨を通知するものとし、乙は、甲の指定する日までに賃貸借物件の撤去等を行わなければならない。

- 3 甲は、乙が正当な理由なく、相当期間内に賃貸借物件の撤去等を行わないときは、乙に代わって賃貸借物件の撤去等を行うことができる。この場合において、乙は、甲に対して異議を申し出ることができず、また、甲の賃貸借物件の撤去等に要した費用を負担しなければならない。

(暴力団の排除)

第23条 乙は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(紛争の解決方法)

第24条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

- 2 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の費用)

第25条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(報告及び調査)

第26条 甲は、賃貸借期間中において必要と認める場合は、乙に対し、この契約に関することについて報告を求め、又はその職員をして調査させることができる。賃貸借期間が終了した後も、同様とする。

- 2 乙は、甲が前項の規定による調査を行う場合は、帳簿等の提示その他甲の求めに応じるものとする。

(協議事項)

第27条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲及び乙が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 貸貸人 青森県知事 印

乙 賃借人 印

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

別 表

構 造 1 ○○○○○建 外部工事含む

2 委細は別冊設計図書による

設置場所

地区名	所在地	種別	戸（棟）数
合 計			

覚 書（賃 貸）
[維持管理及び補修関係]

青森県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、 年 月 日に締結した応急仮設住宅賃貸借契約（以下「本契約」という。）第16条の規定に基づき、 地区に設置した応急仮設住宅の建物、付帯設備及び外構（以下総称して「応急仮設住宅」という。）の維持管理及び補修について、次の通り取り決める。

（適用範囲）

第1条 この取り決めは、本契約第3条の規定により乙が甲に引渡した応急仮設住宅について、その機能を損なう事象が生じ、又は生じるおそれがある場合の維持管理又は補修についての責任の所在を明確にし、その方法及び費用の負担について定める。

（維持管理及び補修の責任区分）

第2条 甲又は乙がその責任と費用において行う維持管理及び補修の範囲は、別表「維持管理及び補修内容一覧表」のとおりとする。ただし、乙が行う修繕以外の軽微な修理については、乙は、責任を負わないものとする。

（周知）

第3条 甲は、本契約第10条第2項の規定により応急仮設住宅の管理を委任した市町村に対し、この取り決めの内容を周知するものとする。

（維持管理及び補修期間）

第4条 この取り決めの有効期間は、本契約第3条に規定する期間とする。

（補則）

第5条 この取り決めに定めのない事項については、甲と乙とが協議して解決するものとする。

この取り決めの成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 青森県知事 印

乙 印

別 表

維持管理及び補修内容一覧表

		甲の負担	乙の負担（契約不適合に基づく）
本体関係	躯体	<ul style="list-style-type: none"> カーペット、畳及びシート床材の修理及び取換え 室内の金物類（ペーパーホルダー、カーテンレール等）の修理及び交換 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎、土台、屋根（庇）、樋、柱及び梁の修理及び交換 天井、床及び壁の修理及び交換 雨漏り及び漏水に関する修理及び交換
	建具関係	<ul style="list-style-type: none"> 建具の金物類の修理及び交換 網戸の修理及び交換 錠前及び把手の修理及び交換 ガラスの交換 室内カーテンの取換え 	<ul style="list-style-type: none"> 建具の修理及び交換 サッシ（引き違い戸、窓及び網戸）の修理及び交換
	電気消防関係	<ul style="list-style-type: none"> 照明器具、換気扇等の修理及び交換 付属品（コンセント、スイッチ、ヒューズ、ソケットアンテナ等）の修理及び交換 	<ul style="list-style-type: none"> 配線、開閉器、配電盤及びTV受信設備の修理及び交換
付帯設備	給排水設備・その他	<ul style="list-style-type: none"> 水栓のパッキンの取換え 流し台及び浴室の排水目皿の取換え及び清掃 排水管及び汚れ升の清掃 エアコンのフィルター清掃 空き住戸の排水トラップの保守管理 受水槽及び浄化槽の保守管理 防虫駆除 凍結により破損した給水管、給湯器及び衛生陶器・器具の修理及び交換 	<ul style="list-style-type: none"> 給水設備（配管・水栓）の修理及び交換 排水設備（配管・会所枡）の修理及び交換 ガス設備の修理及び交換 ユニットバスの修理及び交換 流し台、ガス台及び機器類の修理及び交換
	外構	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の整理、整頓、清掃、保全 凍上現象によるAsの破損や亀裂の修理 	

備考

- 1 契約不適合による故障等については、上記に関わらず、乙の責任と負担において補修を行うものとする。
- 2 次に掲げる損傷等については、原則として甲の責任と負担において補修を行うものとする。
 - (1) 応急仮設住宅の入居者（以下「入居者」という。）又は第三者の故意又は過失によるもの
 - (2) 甲の提供した資材若しくは機器類又は入居者による工事に起因するもの
 - (3) 構造、仕様及び設備に影響を及ぼす、乙が直接請け負っていない応急仮設住宅の増改築、補修等に起因するもの

※甲の責任において行うものにあっても、甲の依頼により乙が行い、その費用の負担を甲が行う場合がある。

8. 建設業者との契約（買取の場合）

応急仮設住宅売買契約書

住所

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、を
除く。）契約を締結した。

（売買物品及び売買代金）

第1条 受注者は、別表に掲げる応急仮設住宅一式（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

（1）金 額 ￥.
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. ）

（2）納入期限 年 月 日

（契約の保証）

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちに保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- （1）契約保証金の納付
- （2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- （3）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- （4）この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- （5）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、金 円とする。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金の担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 第1項1号の契約保証金及び同項第2号の有価証券等（以下「契約保証金等」という。）は、受注者が契約を履行した後、受注者の請求により返還する。

（売買物品の場所）

第3条 受注者は、発注者の示す仕様書及び図面に基づき、別表記載のとおり売買物品を設置しなければならない。

(売買物品の検査等)

第4条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるとする。

2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、発注者の指定する期日までに完全なものを納入しなければならない。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(一般的障害)

第6条 売買物品の設置前に生じた損害その他設置に関して生じた損害(次条に規定する損害を除く。)は、受注者の負担とする。

(第三者におよぼした損害)

第7条 設置に伴い第三者に損害をおよぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 設置に伴い、通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、設置に伴い、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。

(権利、義務の譲渡禁止)

第8条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継続させてはならない。ただし、発注者の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

(売買代金の支払)

第9条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受領した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(履行期限の延長)

第10条 受注者は、天災地変やその他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を設置することができないときは、発注者に対して、遅延なくその理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、発注者が適正と認めたときは、発注者受注者共に協議し、書面により延長日数を定めるものとする。

(遅延利息)

第11条 受注者は、その責めに帰する理由により第1条第1項第2号の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年〇. 〇パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

(契約不適合責任)

第12条 受注者は、売買物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完、この契約の解除又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償（以下「履行の追完等又は損害賠償」という。）の責めを負うものとする。ただし、当該契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の履行の追完等又は損害賠償の請求は、発注者がその契約不適合の事実を知った時から1年以内に受注者にその旨を通知して行わなければならない。

(契約の解除)

第13条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じても、発注者は、その責任を負わないものとする。

(1) 受注者が、第1条の納入期限までに物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。

(3) その他受注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第1号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人

(2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人

(3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

(違約金)

第14条 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第15条 発注者は、第13条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金等若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第16条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(紛争の解決方法)

第17条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

2 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議事項)

第18条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

受注者

印

発注者 青森県知事

印

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

別 表

構 造 1 ○○○○○建 外部工事含む

2 委細は別冊設計図書による

設置場所

地区名	所在地	種別	戸（棟）数
合 計			

9. 縄張り確認項目一覧表

縄張り確認項目一覧表

検査日	年 月 日				
地区名		施工業者名			
所在地		棟数	棟	戸数	戸

番号	確認内容	良否	指示事項
1	基準点は図面とおりにか	良 ・ 否	
2	基準点から建物位置の確認	良 ・ 否	
3	境界からの離隔の確認	良 ・ 否	
4	住棟寸法は図面とおりにか	良 ・ 否	
5	住棟数は図面とおりにか	良 ・ 否	
6	住棟間隔は図面とおりにか	良 ・ 否	
7	敷地状況は適切か	良 ・ 否	
8	すきとり・砕石は必要か	良 ・ 否	
9	埋設管・樹木・電線等の障害の確認	良 ・ 否	
10	給水・汚水・雨水購買は適切か	良 ・ 否	
11	駐車場位置は図面とおりにか	良 ・ 否	
12	集会所・受水槽・浄化槽・ゴミ置き場等の位置は図面とおりにか	良 ・ 否	
13	その他	良 ・ 否	

10. 中間確認項目一覧表

中間確認項目一覧表

検査日	年 月 日				
地区名		施工業者名			
所在地		棟数	棟	戸数	戸

番号	確認内容	良否	指示事項
1	松杭の打設状況	良 ・ 否	
2	ブロックの設置状況	良 ・ 否	
3	基礎との固定状況	良 ・ 否	
4	住戸タイプは図面とおりが、スパン割は図面とおりが	良 ・ 否	
5	住戸数は図面とおりが	良 ・ 否	
6	住戸界壁は適切か(両面張、小屋裏の処理等)	良 ・ 否	
7	床、壁、天井パネルの仕様は適切か	良 ・ 否	
8	断熱材に隙間はないか	良 ・ 否	
9	管類の凍結防止策は適切か	良 ・ 否	
10	ケーブル被覆に損傷等はないか	良 ・ 否	
11	排水管の勾配は適切か	良 ・ 否	
12	資材の品質は適切か(規格品等)	良 ・ 否	
13	その他		

1 1. 完成検査確認項目一覧表

完成検査(書類)確認項目一覧表

確認日	年 月 日				
地区名		施工業者名			
所在地		棟数	棟	戸数	戸

確認事項	内容	有無	指示事項
引渡し書類	位置図	有 ・ 無	
	配置図	有 ・ 無	
	外構図	有 ・ 無	
	現況図(復旧図)	有 ・ 無	
	平面図	有 ・ 無	
	立面図	有 ・ 無	
	断面図	有 ・ 無	
	断面詳細図	有 ・ 無	
	仕上げ表	有 ・ 無	
	機械設備図	有 ・ 無	
	電気設備図	有 ・ 無	
	外構図	有 ・ 無	
	工事写真	有 ・ 無	
	各種試験等報告書	有 ・ 無	
	取扱説明書	有 ・ 無	
	協議書他	有 ・ 無	
	電子データ(CD-R)	有 ・ 無	
鍵	有 ・ 無		

確認事項	内容	良否	指示事項
工事写真	着工前・中間・完成時の全景	良 ・ 否	
	見え隠れ部分の施行状況	良 ・ 否	
試験等報告書	VOC測定	良 ・ 否	
	水圧、通水、水質試験	良 ・ 否	
	気密試験	良 ・ 否	
	受信レベル測定	良 ・ 否	
	接地抵抗値測定	良 ・ 否	
納品書	建築資材一式	良 ・ 否	
	電気設備一式	良 ・ 否	
	機械設備一式	良 ・ 否	
取扱説明書	取扱説明書一式	良 ・ 否	

完成検査(現地)確認項目一覧表

確認事項	内容	良否	指示事項	
建築	界壁	両面張り、小屋裏まで	良 ・ 否	
	床	精度	良 ・ 否	
	建具	動作確認	良 ・ 否	
	カーテンレール	寸法、ガタツキ等はないか	良 ・ 否	
	手すり	寸法、強度確認	良 ・ 否	
	流し台	寸法、動作確認	良 ・ 否	
	建具	動作確認	良 ・ 否	
	風除室	踏面、蹴上寸法	良 ・ 否	
	物干金物	取付位置確認	良 ・ 否	
	耐風養生	固定状況	良 ・ 否	
機械	ユニットバス	動作確認	良 ・ 否	
	衛生器具	品番、トラップ、ガタツキ等はないか	良 ・ 否	
	洗濯機置場	取付状況確認	良 ・ 否	
	給湯器	品番、動作確認	良 ・ 否	
	換気設備	品番、動作確認	良 ・ 否	
	給水栓、混合栓	取付状況確認	良 ・ 否	
	エアコン	室外機固定、冷媒管、ドレン管取付状況確認	良 ・ 否	
	フード、バンドキャップ	取付け部周囲の雨仕舞(シーリング)	良 ・ 否	
	外部露出管	防凍被覆、支持金物固定、凍結防止ヒーター、不凍水抜栓の設置	良 ・ 否	
	水道メーター	据付状況確認	良 ・ 否	
	ガスボンベ	転倒防止鎖設置状況	良 ・ 否	
ガスメーター	給湯器、ガスメーターまわりの配管支持	良 ・ 否		
電気	コンセント	個数、位置、接地端子、取付状況確認	良 ・ 否	
	スイッチ	個数、位置、動作確認	良 ・ 否	
	照明器具	動作確認	良 ・ 否	
	シーリングローゼット	ガタツキが無い	良 ・ 否	
	テレビ端子	受信レベル確認	良 ・ 否	
	分電盤	電線接合部の増締め、漏電ブレーカー、絶縁抵抗値確認	良 ・ 否	
	住宅用火災警報器	設置位置確認 (天井・壁から60cm以内、壁：天井から15cm以上50cm以内に設置)	良 ・ 否	
	電力・電話等	引込み線支持金物の強度、高さ、水切り処理	良 ・ 否	
	テレビブースター	保護状態、ケーブルに曲がりがないか	良 ・ 否	
	外部コンセント	位置、取付状況確認	良 ・ 否	
外構	消火器	設置状況	良 ・ 否	
	汚水、雑排水	処理方法、柵寸法、勾配、管径確認	良 ・ 否	
	雨水	処理方法、柵寸法、勾配、管径確認	良 ・ 否	
	浄化槽	接続状況、動作確認	良 ・ 否	
	上水	引込み方法確認	良 ・ 否	
	受水槽	滑動防止、接続状況、漏水	良 ・ 否	
	整地	転圧、仕上げ状況	良 ・ 否	
	マンホール	耐荷重確認	良 ・ 否	
	ポンプ	排水ポンプの接続状況、作動確認	良 ・ 否	
	団地案内板	寸法、強度、位置確認	良 ・ 否	
	ゴミ置き場	寸法、強度、位置確認	良 ・ 否	
	駐車場	台数、1台当たりの寸法確認、整地状況確認	良 ・ 否	
街路灯	位置、仕様の確認	良 ・ 否		

12. 建設候補用地リスト

条件：原則、災害想定区域（津波・洪水・浸水区域）、土砂災害警戒区域、急傾斜危険区域、がけ地、危険物近接区域内は除く。

埋蔵文化財包蔵地は、応急仮設住宅の建設にあたり教育関係部局への事前確認及び工法等の検討が必要となる。

令和5年3月調査時点

市町村名	地名地番 (下段：名称)	敷地面積 (利用可能面積)	想定建設戸数	土地所有	備考
青森市	青森市合浦二丁目86番地ほか 合浦公園	169,696 m ² (約 20,333 m ²)	162 戸	国、県及び 市有地	
青森市	青森市大字羽白字野木和58-3外 野木和公園（ふるさとの森）	338,509 m ² (約 3,362 m ²)	30 戸	国、市有地	
青森市	青森市浪岡大字女鹿沢字野尻46-3 浪岡緑道(花岡地区)	約 8,004m ²	66 戸	市有地	
青森市	青森市浪岡大字浪岡字岡田1-1 浪岡緑道(岡田地区)	約 1,813m ²	12 戸	市有地	
青森市	青森市浪岡大字浪岡字細田217-1 浪岡緑道(仲町地区)	約 1,765m ²	16 戸	市有地	
青森市	青森市浪岡大字浪岡字細田131-4 浪岡緑道(駅前南地区)	約 5,070m ²	50 戸	市有地	
平内町	平内町大字狩場沢字浜懸82-2 旧狩場沢小学校校庭	3,000 m ² (約 2,853 m ²)	20 戸	町有地	
平内町	平内町大字小湊字後菴31 町宮陸上競技場	約 22,166m ²	186 戸	町有地	
平内町	平内町大字小湊字後菴119-2 町宮野球場	11,000 m ² (約 10,517 m ²)	80 戸	町有地	
平内町	平内町大字浜子字家岸32-15 外 旧浜子操車場跡地	190,000 m ² (約 38,657 m ²)	300 戸	町有地	
平内町	平内町大字小湊字後菴21-1 (旧小湊中学校グラウンド)	32,104 m ² (約 11,774 m ²)	66 戸	町有地	
平内町	平内町大字清水川字道巢5-1 (旧東平内中学校グラウンド)	19,787 m ² (約 9,731 m ²)	44 戸	町有地	
平内町	平内町大字山口字小沢44-3 (旧西平内中学校グラウンド)	29,593 m ² (約 18,283 m ²)	90 戸	町有地	
今別町	今別町大字今別字中沢205 旧今別小学校校庭	7,582 m ²	52 戸	町有地	埋蔵文化財包蔵地
蓬田村	蓬田村大字瀬辺地字山田1-31 玉松台スポーツガーデン野球場	2,200 m ²	24 戸	村有地	
蓬田村	蓬田村大字広瀬字坂元14-3 文化伝承館	1,480 m ²	12 戸	村有地	
外ヶ浜町	外ヶ浜町字蟹田鰯ヶ淵24-1 蟹田一本松地区公園	60,214 m ² (約 22,177 m ²)	186 戸	町有地	
外ヶ浜町	外ヶ浜町字三厩緑ヶ丘 やすらぎ公園	約 7,983m ²	60 戸	町有地	
弘前市	弘前市大字豊田一丁目4-1 豊田小学校グラウンド	13,433 m ² (約 13,167 m ²)	110 戸	市有地	
弘前市	弘前市大字桔梗野二丁目21 桔梗野小学校グラウンド	14,510 m ² (約 10,405 m ²)	84 戸	市有地	
弘前市	弘前市大字五代字前田451 岩木小学校グラウンド	約 15,564m ²	120 戸	市有地	
弘前市	弘前市大字黒滝字二ノ松本2-4 相馬小学校グラウンド	約 7,415m ²	60 戸	市有地	
弘前市	弘前市大字豊田二丁目3-1 弘前市運動公園多目的広場	約 9,008m ²	68 戸	市有地	
黒石市	黒石市柵ノ木二丁目54 東公園	19,447 m ² (約 6,238 m ²)	52 戸	市有地	
黒石市	黒石市内町31-6 御幸公園	9,409 m ² (約 7,766 m ²)	60 戸	市有地	
黒石市	黒石市緑ヶ丘182、他 運動公園	165,000 m ² (約 32,276 m ²)	230 戸	市有地	
平川市	平川市大光寺白山13番地2 平賀西中学校グラウンド	28,901 m ²	264 戸	市有地	
平川市	平川市中佐渡南田49番地 尾上中学校グラウンド	24,900 m ²	108 戸	市有地	
平川市	平川市碓ヶ関三笠山127番地23 碓ヶ関小学校グラウンド	15,000 m ²	120 戸	市有地	

市町村名	地名地番 (下段：名称)	敷地面積 (利用可能面積)	想定建設戸数	土地所有	備考
藤崎町	藤崎町大字西豊田一丁目10番地 藤崎児童公園	5,575 m ² (約 5,551 m ²)	36 戸	町有地	
藤崎町	藤崎町大字藤崎西村井17-1他 藤崎防災公園	2,619 m ² (約 2,222 m ²)	12 戸	町有地	
藤崎町	藤崎町大字福島字村元85番地 他 子どもの森公園	10,989 m ² (約 3,820 m ²)	34 戸	町有地	
大鰐町	大鰐町大字虹貝字清川48番地1 他 大鰐温泉スキー場 雨池スキーセンター	26,110 m ² (約 6,804 m ²)	38 戸	町有地	
大鰐町	大鰐町大字虹貝字清川113番地51 他 大鰐温泉スキー場 ファミリー駐車場	10,424 m ² (約 5,179 m ²)	28 戸	町有地	
大鰐町	大鰐町大字虹貝字出張沢11番地32 他 あじら公園 ラグビー場	52,551 m ² (約 38,761 m ²)	138 戸	町有地	
田舎館村	田舎館村大字畑中字藤巻180 旧田舎館小学校グラウンド	9,067 m ² (約 8,954 m ²)	72 戸	村有地	
田舎館村	南津軽郡田舎館村大字大根子字牧ヶ袋80 田舎館小学校グラウンド	約 14,387 m ²	114 戸	村有地	
田舎館村	田舎館村大字畑中字観妙寺40-1 田舎館中学校グラウンド	31,029 m ² (約 17,941 m ²)	146 戸	村有地	
西目屋村	西目屋村大字田代字稲元196番地 西目屋小学校グラウンド	18,943 m ² (約 8,762 m ²)	60 戸	村有地	
五所川原市	五所川原市金木町芦野83-1、83-8、83-9、85、 698-1、698-2、698-3、698-4(旧金木駅裏団地)	2,090 m ²	46 戸	市有地	
つがる市	つがる市木造日向61番地2他 向陽小学校グラウンド(一部)	8,000 m ²	60 戸	市有地	
つがる市	つがる市木造下福原中吉谷139-1外 旧下福原小学校跡地	17,819 m ²	162 戸	市有地	
つがる市	つがる市木造萩野16-1外 旧中央保育園跡地	1,500 m ² (約 1,000 m ²)	10 戸	市有地	
つがる市	つがる市稲垣町下繁田磯松45-5 旧へき地福祉館跡地	553 m ²	5 戸	市有地	岩木川浸水想定区域 (0.5～ 1.0m)
つがる市	つがる市牛潟町野沢89 旧牛潟公民館跡地	851 m ²	6 戸	市有地	
つがる市	つがる市富瀨町清水28-1 旧清水小学校分校跡地	12,154 m ² (約 6,000 m ²)	28 戸	市有地	
つがる市	つがる市柏広須住江124-1外	1,914 m ² (約 1,816 m ²)	12 戸	市有地	岩木川浸水想定区域 (0.01～ 0.5m)
つがる市	つがる市柏鷲坂清見9-5の一部 旧清見団地跡地	3,347 m ²	24 戸	市有地	岩木川浸水想定区域 (1.0～ 2.0m)
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町大字舞戸町字久富22-2外 舞戸小学校グラウンド	7,754 m ²	68 戸	町有地	
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町大字舞戸町字小夜90-3外 西海小学校グラウンド	8,704 m ²	68 戸	町有地	
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町大字建石町字島田146 旧建石小学校グラウンド	3,854 m ²	46 戸	町有地	
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋197-1 鳴沢球場	約 1,834 m ²	66 戸	町有地	
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321 旧鱒ヶ沢第一中学校跡地	5,082 m ²	30 戸	町有地	
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町大字舞戸町字小夜671-48 旧医師住宅跡地	1,636 m ²	14 戸	町有地	
深浦町	深浦町大字広戸字家野上95-201地内 町民体育館駐車場	8,200 m ² (約 2,823 m ²)	16 戸	町有地	
深浦町	深浦町大字深浦字岡崎338-1地内 八森山スキー場	15,000 m ² (約 3,916 m ²)	24 戸	町有地	
深浦町	深浦町大字広戸字家野上125-5他 行合崎駐車場	1,500 m ² (約 710 m ²)	4 戸	町有地	
深浦町	深浦町大字北金ヶ沢字榊原上野208-23地内 大戸瀬中学校グラウンド	17,800 m ² (約 6,652 m ²)	48 戸	町有地	
深浦町	深浦町大字正道尻字小磯13-2 岩崎中学校グラウンド	29,163 m ² (約 7,394 m ²)	54 戸	町有地	
深浦町	深浦町大字松神字下浜松14-25他 アオーネ白神十二湖	8,000 m ² (約 5,406 m ²)	40 戸	町有地	
板柳町	板柳町大字灰沼字岩井61番地 多目的ホールあぶる	22,123 m ² (約 3,568 m ²)	48 戸	町有地	

市町村名	地名地番 (下段：名称)	敷地面積 (利用可能面積)	想定建設戸数	土地所有	備考
板柳町	板柳町大字三千石字五十嵐103番地 板柳中学校	42,191 m ² (約 41,792 m ²)	348 戸	町有地	
板柳町	板柳町大字常海橋字稲葉197番地2 板柳東小学校	約 13,978m ²	116 戸	町有地	
板柳町	板柳町大字辻字岸田75番地1 板柳南小学校	27,459 m ² (約 11,302 m ²)	90 戸	町有地	
板柳町	板柳町大字赤田字田川13番地 板柳北小学校	約 11,258m ²	88 戸	町有地	
板柳町	板柳町大字大俵字富永39番地2 小阿弥小学校	約 12,370m ²	90 戸	町有地	
鶴田町	鶴田町大字廻堰字下桂井6-3 旧水元小学校屋外運動場	約 5,411m ²	40 戸	町有地	岩木川浸水想定区域 (0.5～3.0m)
鶴田町	鶴田町大字妙堂崎字高安1-2 旧妙堂崎小学校グラウンド	3,639 m ² (約 2,704 m ²)	22 戸	町有地	岩木川浸水想定区域 (0.5m未満)
中泊町	中泊町大字中里字亀山251-1 中里小学校グラウンド	13,759 m ² (約 9,045 m ²)	70 戸	町有地	
中泊町	中泊町大字中里字宝森309 中里中学校(屋外運動場)	18,344 m ² (約 7,195 m ²)	58 戸	町有地	
中泊町	中泊町大字中里字宝森309 中里中学校(ふれあい運動場)	16,743 m ² (約 8,566 m ²)	58 戸	町有地	
中泊町	中泊町大字富野字千歳305-1 武田小学校グラウンド	17,414 m ² (約 11,572 m ²)	78 戸	町有地	岩木川浸水想定区域 (0.5～3.0m未満)
十和田市	十和田市大字沢田字下洗31-2他 沢田悠学館北側	約 3,937m ²	28 戸	市有地	
十和田市	十和田市大字三本木字上平206-1の一部 市営住宅上平団地	8,198 m ² (約 2,600 m ²)	24 戸	市有地	
十和田市	十和田市大字切田字上後平43 旧上切田小学校グラウンド	20,948 m ² (約 5,000 m ²)	42 戸	市有地	
十和田市	十和田市大字法量字尻貝下37-1 旧奥入瀬小学校グラウンド	21,358 m ² (約 7,000 m ²)	54 戸	市有地	
十和田市	十和田市大字米田字向町19 旧米田小学校跡地	12,817 m ² (約 6,000 m ²)	48 戸	市有地	
十和田市	十和田市大字奥瀬字中平70番地3他 西コミュニティーセンター(旧十和田湖支所)	8,853 m ² (約 6,000 m ²)	42 戸	市有地	
十和田市	十和田市大字奥瀬字生内101番地28 旧総合運動公園体育館跡地	5,063 m ²	30 戸	市有地	
十和田市	十和田市大字沢田字岩井口255番地	14,384 m ²	80 戸	市有地	
三沢市	三沢市大字三沢字園沢219-18外 南山屋外運動場	22,700 m ² (約 12,108 m ²)	84 戸	市有地	
三沢市	三沢市谷地頭1丁目1752-1 谷地頭団体活動センター	約 36,500m ² (約 12,584 m ²)	78 戸	市有地	
三沢市	三沢市大町1丁目9 滝ノ沢公園	約 12,100m ² (約 3,620 m ²)	18 戸	市有地	
三沢市	三沢市堀口2丁目4 こがね公園	約 20,800m ² (約 6,648 m ²)	44 戸	市有地	
三沢市	三沢市南山3丁目179-1外 アイスアリーナ西	約11,819	82 戸	市有地	
野辺地町	野辺地町字松ノ木114 運動公園陸上競技場	17,800 m ² (約 13,531 m ²)	92 戸	町有地	ドクターヘリ離発着場
野辺地町	野辺地町字寺ノ沢42-4 野辺地小学校グラウンド	12,133 m ² (約 6,025 m ²)	40 戸	町有地	ドクターヘリ離発着場
野辺地町	野辺地町字石神裏16 若葉小学校グラウンド	9,300 m ² (約 8,180 m ²)	48 戸	町有地	ドクターヘリ離発着場
野辺地町	野辺地町字浜掛79-6 烏帽子グラウンド	21,178 m ² (約 14,915 m ²)	88 戸	町有地	ドクターヘリ離発着場
野辺地町	野辺地町字家ノ上6-6 旧馬門小学校グラウンド	6,543 m ² (約 2,947 m ²)	20 戸	町有地	ドクターヘリ離発着場
野辺地町	野辺地町字小沢平2-2 行政メモリアルセンター前広場	4,119m ² (約 4,044 m ²)	30 戸	町有地	ドクターヘリ離発着場
野辺地町	野辺地町字有戸鳥井平4-3 木明地区屋外避難場所	2,546m ² (約 1,280 m ²)	18 戸	町有地	

市町村名	地名地番 (下段：名称)	敷地面積 (利用可能面積)	想定建設戸数	土地所有	備考
七戸町	七戸町字鶴児平191 七戸中学校グラウンド	23,380 m ²	194 戸	町有地	
七戸町	七戸町字森ノ上180-1外 天間林小学校グラウンド	17,357 m ² (約 13,400 m ²)	116 戸	町有地	
六戸町	六戸町大字犬落瀬字明土63 六戸小学校グラウンド	11,482 m ² (約 11,050 m ²)	88 戸	町有地	
六戸町	六戸町大字折茂字前田136-3 旧折茂小学校跡地	約 10,015m ²	72 戸	町有地	
六戸町	六戸町大字犬落瀬字権現沢14-159 開知小学校グラウンド	9,054 m ² (約 8,120 m ²)	60 戸	町有地	
六戸町	六戸町大字柳町字百役31-1 旧柳町小学校グラウンド	7,129 m ² (約 5,595 m ²)	44 戸	町有地	
六戸町	六戸町大字犬落瀬字四木77-97 ふれあい昭陽館グラウンド	12,411 m ² (約 8,344 m ²)	64 戸	町有地	
六戸町	六戸町大字犬落瀬字柳沢91-86 大曲小学校グラウンド	9,306 m ² (約 6,585 m ²)	56 戸	町有地	
六戸町	六戸町大字犬落瀬字権現沢54-41 七百中学校グラウンド	約 13,218m ²	108 戸	町有地	
六戸町	六戸町大字犬落瀬字下久保174-1 総合運動公園多目的グラウンド	52,200 m ² (約 13,966 m ²)	156 戸	町有地	
横浜町	横浜町字苗代川目14 旧有畑小学校校庭	13,811 m ² (約 8,772 m ²)	70 戸	町有地	
横浜町	横浜町字家ノ前川目30-3 旧大豆田小学校校庭	7,925 m ² (約 6,121 m ²)	44 戸	町有地	
横浜町	青森県上北郡横浜町字浜懸40 旧横浜小学校校庭	8,677 m ² (約 7,521 m ²)	56 戸	町有地	
横浜町	横浜町字吹越82-1 町民交流センターグラウンド	約 11,564m ²	82 戸	町有地	
東北町	東北町大字大浦字二津屋16-4 旧第一小学校グラウンド	11,008 m ² (約 8,059 m ²)	64 戸	町有地	
東北町	東北町大字大浦字館野41-3 旧小川原小学校グラウンド	11,754 m ² (約 8,117 m ²)	64 戸	町有地	
東北町	東北町大字大浦字明堂向106-91 南総合運動公園	約 19,268m ²	166 戸	町有地	
東北町	東北町字家ノ下61-51 旧千曳小学校グラウンド	28,599 m ² (約 17,836 m ²)	140 戸	町有地	
東北町	東北町字外蛇沢前平79-45 北総合運動公園	26,488 m ² (約 15,406 m ²)	122 戸	町有地	
東北町	東北町字切左坂道ノ上38 旧水喰小学校グラウンド	15,139 m ² (約 11,715 m ²)	92 戸	町有地	
六ヶ所村	六ヶ所村字泊字川原75-7 泊小学校校庭	12,377 m ²	102 戸	村有地	
六ヶ所村	六ヶ所村大字尾駮字野附1304-1 尾駮小学校校庭	13,721 m ²	102 戸	村有地	
六ヶ所村	六ヶ所村大字尾駮字野附1054-1 第一中学校校庭	34,088 m ² (約 11,500 m ²)	90 戸	村有地	
六ヶ所村	六ヶ所村大字尾駮字野附528 大石総合運動公園陸上競技場	6,175 m ²	96 戸	村有地	
六ヶ所村	六ヶ所村大字尾駮字野附520-1 大石総合運動公園第一球場	10,175 m ²	80 戸	村有地	
六ヶ所村	六ヶ所村大字尾駮字野附274-1 大石総合運動公園第二球場	6,756 m ²	54 戸	村有地	
六ヶ所村	六ヶ所村大字尾駮字野附520-1 大石総合運動公園第三球場	9,929 m ²	72 戸	村有地	
六ヶ所村	六ヶ所村大字尾駮字野附540-8 北部上北広域事務組合六ヶ所消防署広場	6,665 m ²	54 戸	村有地	
六ヶ所村	六ヶ所村大字尾駮字二又83-26 夢はぐ館グラウンド	4,459 m ²	48 戸	村有地	
六ヶ所村	六ヶ所村大字尾駮字川向30-12 旧室ノ久保中学校校庭	5,436 m ² (約 4,300 m ²)	24 戸	村有地	
六ヶ所村	六ヶ所村大字鷹架字後川目42-4 旧戸鎖小学校跡地校庭	7,657 m ²	42 戸	村有地	
六ヶ所村	六ヶ所村大字倉内字湯ノ沢43 第二中学校	22,409 m ²	174 戸	村有地	

市町村名	地名地番 (下段：名称)	敷地面積 (利用可能面積)	想定建設戸数	土地所有	備考
六ヶ所村	六ヶ所村大字倉内字湯ノ沢12-8 南小学校校庭	16,294 m ² (約 9,800 m ²)	60 戸	村有地	
六ヶ所村	六ヶ所村大字倉内字笹崎1021-1 千歳中学校校庭	9,314 m ²	60 戸	村有地	
六ヶ所村	六ヶ所村大字倉内字笹崎396 千歳平小学校校庭	4,670 m ²	60 戸	村有地	
六ヶ所村	六ヶ所村大字倉内字道ノ上21-1 倉内コミュニティセンター広場	3,989 m ²	42 戸	村有地	
六ヶ所村	六ヶ所村大字平沼字追館116-1 熊野近隣公園広場	3,743 m ²	42 戸	村有地	
六ヶ所村	六ヶ所村大字平沼字追館116-1 熊野近隣公園旧都市計画道路	1,745 m ²	12 戸	村有地	
おいらせ町	おいらせ町西後谷地地内 下田公園	335,000 m ² (約 16,325 m ²)	128 戸	町有地	
むつ市	むつ市真砂町93-6 防災緑地	40,000 m ² (約 17,244 m ²)	134 戸	県有地	
むつ市	むつ市大字中野沢字上山道8-178 旧中野沢小学校	25,993 m ² (約 7,200 m ²)	42 戸	市有地	
むつ市	むつ市大字城ヶ沢字早崎14 旧城ヶ沢小学校	8,686 m ²	54 戸	市有地	
むつ市	むつ市大字関根字安畑49-1 旧烏沢小学校	4,304 m ²	30 戸	市有地	
むつ市	むつ市川内町熊ヶ平1-3 旧第一川内小学校	5,939 m ²	42 戸	市有地	
むつ市	むつ市川内町立越4-17 旧第二川内小学校	7,143 m ² (約 4,500 m ²)	30 戸	市有地	
むつ市	むつ市川内町松川川代225-1 旧松川小学校	8,683 m ² (約 6,500 m ²)	56 戸	市有地	
むつ市	むつ市川内町宿野部楯木平56-13 旧宿野部小学校	10,806 m ² (約 5,500 m ²)	36 戸	市有地	
むつ市	むつ市川内町宿野部楯木平55-7 旧宿野部小学校グラウンド	12,395 m ² (約 8,000 m ²)	54 戸	市有地	
むつ市	むつ市川内町蛸崎合野74-1 旧蛸崎小学校	8,082 m ²	40 戸	市有地	
むつ市	むつ市脇野沢小サ沢1-9 旧小沢小学校	6,690 m ²	36 戸	市有地	
むつ市	むつ市脇野沢瀬野川目85-2 脇野沢運動場(野球場)	10,651 m ²	72 戸	市有地	
大間町	大間町大字奥戸字館ノ上96-7 旧奥戸中学校グラウンド	約 11,463 m ²	94 戸	町有地	
大間町	大間町大字大間字大間平31-1 大間中学校グラウンド	約 18,846 m ²	144 戸	町有地	
大間町	大間町大字奥戸字館ノ上96-69 奥戸小学校グラウンド	約 5,837 m ²	48 戸	町有地	
大間町	大間町大字大間字狼丁37-2 大間小学校グラウンド	約 7,709 m ²	66 戸	町有地	
東通村	東通村大字砂子又字沢内 庁舎周辺(体育館前職員駐車場)	13,000 m ² (約 10,816 m ²)	78 戸	村有地	
東通村	東通村大字砂子又字沢内5-32 庁舎周辺(健康管理センター横職員駐車場)	4,500 m ²	44 戸	村有地	
東通村	東通村大字砂子又字里58-1 ひとみの里(医師住宅付近)	2,500 m ²	16 戸	村有地	
東通村	東通村大字砂子又字里1-5外 ひとみの里(テニスコート等)	約 5,640 m ²	32 戸	村有地	
風間浦村	風間浦村易国間字古野18-1 風間浦中学校グラウンド	29,037 m ² (約 19,574 m ²)	156 戸	村有地	
風間浦村	風間浦村下風呂字甲平ノ上18-1 下風呂小学校グラウンド	20,560 m ² (約 9,840 m ²)	72 戸	村有地	
佐井村	佐井村佐井中道75 佐井村中学校グラウンド	約 11,839 m ²	72 戸	村有地	
佐井村	佐井村佐井糠森1031-3 佐井村小学校グラウンド	約 5,095 m ²	32 戸	村有地	
八戸市	八戸市十日市字天摩地内 八戸公園	約 22,354 m ²	186 戸	市有地	

市町村名	地名地番 (下段：名称)	敷地面積 (利用可能面積)	想定建設戸数	土地所有	備考
八戸市	八戸市吹上二丁目17-1 第一中学校	8,391 m ² (約 7,549 m ²)	60 戸	市有地	
八戸市	八戸市大字白銀町字右新井田道13-2 湊中学校	約 11,317 m ²	96 戸	市有地	
八戸市	八戸市大字白銀町字栗沢道38 白銀中学校	13,459 m ² (約 9,761 m ²)	76 戸	市有地	
八戸市	八戸市大字大久保字生平1 白銀南中学校	12,677 m ² (約 12,186 m ²)	90 戸	市有地	
八戸市	八戸市大字美保野2 旧美保野小学校	15,674 m ² (約 9,354 m ²)	74 戸	市有地	
八戸市	八戸市根城五丁目11-42 根城中学校	約 12,290 m ²	108 戸	市有地	
八戸市	八戸市西白山台三丁目24-1 白山台中学校	13,600 m ² (約 12,489 m ²)	100 戸	市有地	
八戸市	八戸市大字河原木字八太郎山10-139 北稜中学校	15,155 m ² (約 12,073 m ²)	96 戸	市有地	
八戸市	八戸市湊高台二丁目14-8 東中学校	14,421 m ² (約 13,695 m ²)	102 戸	市有地	
八戸市	八戸市吹上一丁目14-36 吹上小学校	14,204 m ² (約 4,694 m ²)	32 戸	市有地	標高 18.3m
八戸市	八戸市長者三丁目2-1 長者小学校	25,801 m ² (約 9,149 m ²)	74 戸	市有地	標高 20.9m
八戸市	八戸市大字糠塚字大開4-1 函南小学校	24,982 m ² (約 9,632 m ²)	64 戸	市有地	標高 90.5m
八戸市	八戸市大字石手洗字一本木29 中居林小学校	25,591 m ² (約 7,714 m ²)	54 戸	市有地	標高 64.6m
八戸市	八戸市大字湊町字中道7-1 湊小学校	24,846 m ² (約 7,502 m ²)	52 戸	市有地	標高 23.7m
八戸市	八戸市大字湊町字鮫ノ口23-4 青潮小学校	18,962 m ² (約 6,868 m ²)	48 戸	市有地	標高 33.2m
八戸市	八戸市大字白銀町字中平13-3 白鷗小学校	15,406 m ² (約 4,917 m ²)	30 戸	市有地	標高 28.2m
八戸市	八戸市大字大久保字鷹待場38-2 白銀南小学校	15,823 m ² (約 6,401 m ²)	48 戸	市有地	標高 41.2m
八戸市	八戸市大字大久保字下町畑29-2 町畑小学校	14,630 m ² (約 4,946 m ²)	36 戸	市有地	標高 65.3m
八戸市	八戸市大字鮫町字上手代森19 鮫小学校	14,812 m ² (約 4,984 m ²)	38 戸	市有地	標高 27.7m
八戸市	八戸市大字鮫町字赤コウ55-59 種差小学校	12,544 m ² (約 5,628 m ²)	34 戸	市有地	標高 34.4m
八戸市	八戸市大字金浜字外ノ久保43-3 金浜小学校	6,703 m ² (約 2,610 m ²)	16 戸	市有地	標高 60.2m
八戸市	八戸市根城四丁目22-27 根城小学校	24,529 m ² (約 8,908 m ²)	70 戸	市有地	標高 25.1m
八戸市	八戸市東白山台二丁目31-1 白山台小学校	24,976 m ² (約 10,779 m ²)	80 戸	市有地	標高 88.6m
八戸市	八戸市西白山台四丁目15-1 西白山台小学校	25,001 m ² (約 6,868 m ²)	48 戸	市有地	標高 84.7m
八戸市	八戸市大字田面木字山道下夕13-2 田面木小学校	16,003 m ² (約 6,410 m ²)	42 戸	市有地	標高 26.5m
八戸市	八戸市大字河原木字小田56-16 高館小学校	14,001 m ² (約 4,402 m ²)	32 戸	市有地	標高 41.9m
八戸市	八戸市大字河原木字日計上11-1 旧日計ヶ丘小学校	21,165 m ² (約 8,321 m ²)	54 戸	市有地	標高 34.2m
八戸市	八戸市是川四丁目1 是川小学校	14,812 m ² (約 6,963 m ²)	46 戸	市有地	標高 44.6m
八戸市	八戸市大字八幡字館ノ下12-2 明治小学校	16,043 m ² (約 4,457 m ²)	30 戸	市有地	標高 16.2m 洪水浸水区域に隣接
八戸市	八戸市大字市川町字尻引前山31-2 桔梗野小学校	14,460 m ² (約 4,676 m ²)	36 戸	市有地	標高 40.8m
八戸市	八戸市多賀台三丁目9 多賀台小学校	17,348 m ² (約 6,390 m ²)	48 戸	市有地	標高 31.8m
八戸市	八戸市大字新井田字館平20 新井田小学校	14,724 m ² (約 5,755 m ²)	40 戸	市有地	標高 38.3m

市町村名	地名地番 (下段：名称)	敷地面積 (利用可能面積)	想定建設戸数	土地所有	備考
八戸市	八戸市旭ヶ丘一丁目1-6 旭ヶ丘小学校	13,997 m ² (約 4,496 m ²)	32 戸	市有地	標高 65.1m
八戸市	八戸市南郷大字市野沢字石窪32-10 南郷小学校	23,348 m ² (約 7,691 m ²)	54 戸	市有地	標高 223.1m 一部土砂災害特別警戒区域隣接
八戸市	八戸市南郷大字島守字小平15-1 島守小学校	15,327 m ² (約 6,279 m ²)	36 戸	市有地	標高 62.5m 一部洪水浸水区域隣接
八戸市	八戸市大字鮫町字古馬屋23-5 鮫中学校	17,348 m ² (約 8,470 m ²)	60 戸	市有地	標高 54.4m
八戸市	八戸市大字八幡字上ミ沢23-1 明治中学校	25,046 m ² (約 11,462 m ²)	84 戸	市有地	標高 46.8m
八戸市	八戸市大字新井田字市子林17-1 大館中学校	21,390 m ² (約 7,461 m ²)	54 戸	市有地	標高 27.9m
八戸市	八戸市南郷大字市野沢字黄檗7 中沢中学校	26,118 m ² (約 10,558 m ²)	66 戸	市有地	標高 218.2m
八戸市	八戸市大字是川字番屋3-8 旧番屋小学校	7,688 m ² (約 3,664 m ²)	16 戸	市有地	標高 170.3m
八戸市	八戸市大字是川字街道端1-4 旧是川東小学校	6,665 m ² (約 2,554 m ²)	12 戸	市有地	標高 151.5m
八戸市	八戸市大字松館字門前6-2 松館児童館(旧松館小学校)	7,956 m ² (約 2,698 m ²)	16 戸	市有地	標高 22.9m
八戸市	八戸市南郷大字中野字八ツ役5-1 旧中野小学校	15,993 m ² (約 5,143 m ²)	34 戸	市有地 (借地)	標高 184.5m
八戸市	八戸市南郷大字島守字赤羽6-25 旧田代小・中学校	18,106 m ² (約 7,240 m ²)	50 戸	市有地 (一部借地)	標高 238.1m
八戸市	八戸市湊高台四丁目14 湊高台小学校(仮)	19,491 m ²	156 戸	市有地	標高 40.5m
八戸市	八戸市大字河原木字蝦夷館3-6 南部山健康運動公園	211,000 m ² (約 17,100 m ²)	92 戸	市有地	標高 16.7m
八戸市	八戸市北白山台六丁目3-3 白山台公園	51,000 m ² (約 8,932 m ²)	102 戸	市有地	標高 81.4m
八戸市	八戸市是川一丁目103-1 是川中央公園	16,000 m ² (約 7,049 m ²)	50 戸	市有地	標高 46.6m
八戸市	八戸市西白山台六丁目2-3 とりの木沢公園	20,000 m ² (約 12,348 m ²)	72 戸	市有地	標高 82.4m
八戸市	八戸市田向四丁目4 田向中央公園	20,000 m ² (約 5,501 m ²)	34 戸	市有地	標高 13.8m
八戸市	八戸市北白山台三丁目3番地 長者森公園	20,000 m ² (約 5,766 m ²)	36 戸	市有地	標高 94.8m
八戸市	八戸市多賀台二丁目13 多賀台中央公園	13,000 m ² (約 5,603 m ²)	40 戸	市有地	標高 32.2m
八戸市	八戸市根城六丁目103-2 番屋平公園	11,000 m ² (約 2,658 m ²)	16 戸	市有地	標高 26.1m
八戸市	八戸市市川町字桔梗野33-3 桔梗野公園	11,000 m ² (約 3,697 m ²)	16 戸	市有地	標高 23.4m
八戸市	八戸市豊崎町字外ノ沢地内 豊崎やまびこ運動公園	11,000 m ² (約 10,057 m ²)	60 戸	市有地	標高 21.9m
八戸市	八戸市湊高台四丁目3 湊高台中央公園	10,000 m ² (約 3,777 m ²)	24 戸	市有地	標高 40.9m
八戸市	八戸市岬台二丁目21 岬台中央公園	9,700 m ² (約 4,759 m ²)	30 戸	市有地	標高 85.3m
八戸市	八戸市白銀台六丁目103 白銀台中央公園	5,500 m ² (約 2,734 m ²)	16 戸	市有地	標高 58.5m
八戸市	八戸市白銀五丁目103 砂森公園	4,700 m ² (約 2,529 m ²)	12 戸	市有地	標高 31.5m
八戸市	八戸市南郷大字島守字番屋16-28 旧田代小中敷地(その2)	4,600 m ² (約 3,040 m ²)	20 戸	市有地	標高 230.5m
八戸市	八戸市南郷大字大森字鳩田向14 旧鳩田小学校	14,190 m ² (約 5,760 m ²)	34 戸	市有地	標高 228.8m
八戸市	八戸市大字大久保字行人塚2-578 サツキ公園	2,100 m ² (約 930 m ²)	4 戸	市有地	標高 73.1m
八戸市	八戸市南郷大字市野沢字山陣屋6-69 グリーンタウン公園	1,600 m ² (約 670 m ²)	4 戸	市有地	標高 202.8m
八戸市	八戸市南郷大字島守字ケト森5-154 ケト森公園	2,630 m ² (約 760 m ²)	4 戸	市有地	標高 208.9m

市町村名	地名地番 (下段：名称)	敷地面積 (利用可能面積)	想定建設戸数	土地所有	備考
八戸市	八戸市東白山台四丁目6 ケヤキ公園	2,500 m ² (約 1,220 m ²)	6 戸	市有地	標高 76.1m
八戸市	八戸市西白山台三丁目10 ツツジ公園	2,490 m ² (約 1,040 m ²)	6 戸	市有地	標高 100.4m
八戸市	八戸市東白山台三丁目18 ナナカマド公園	2,500 m ² (約 740 m ²)	4 戸	市有地	標高 90.6m
八戸市	八戸市南郷大字島守字古坊69-5 ふれあい公園	8,400 m ² (約 1,680 m ²)	10 戸	市有地	標高 89.3m
八戸市	八戸市西白山台二丁目10 ユリノ木公園	2,500 m ² (約 1,930 m ²)	12 戸	市有地	標高 74.9m
八戸市	八戸市旭ヶ丘二丁目1-41 旭ヶ丘4号緑地	1,850 m ² (約 870 m ²)	4 戸	市有地	標高 65.4m
八戸市	八戸市旭ヶ丘一丁目1-5 旭ヶ丘一丁目公園	8,890 m ² (約 1,950 m ²)	10 戸	市有地	標高 64.6m
八戸市	八戸市根城六丁目103-1 下番屋平公園	2,240 m ² (約 680 m ²)	4 戸	市有地	標高 26.0m
八戸市	八戸市大字中居林字館越山20-3ほか 館越公園	3,970 m ² (約 1,850 m ²)	12 戸	市有地	標高 40.0m
八戸市	八戸市根城九丁目8-6 久保公園	2,610 m ² (約 1,250 m ²)	6 戸	市有地	標高 20.0m
八戸市	八戸市売市四丁目14-1 熊野堂公園	3,520 m ² (約 2,200 m ²)	12 戸	市有地	標高 14.6m
八戸市	八戸市湊高台一丁目9-9 四本松公園	2,500 m ² (約 1,240 m ²)	6 戸	市有地	標高 40.7m
八戸市	八戸市大字市川町字桔梗野上19-108 松ヶ丘ニュータウン公園	2,260 m ² (約 1,020 m ²)	4 戸	市有地	標高 27.8m
八戸市	八戸市湊高台七丁目4 上沢巻目公園	2,400 m ² (約 1,200 m ²)	6 戸	市有地	標高 37.8m
八戸市	八戸市是川五丁目103-1 是川五丁目公園	1,740 m ² (約 600 m ²)	4 戸	市有地	標高 47.9m
八戸市	八戸市大字妙字大開19-15 大開公園	2,020 m ² (約 1,550 m ²)	8 戸	市有地	標高 86.1m
八戸市	八戸市大字中居林字綿ノ端13-5 中居林公園	4,750 m ² (約 1,710 m ²)	6 戸	市有地	標高 27.3m
八戸市	八戸市大字田面木字外久保16-1 田面木公園	2,860 m ² (約 1,010 m ²)	6 戸	市有地	標高 37.6m
八戸市	八戸市根城二丁目103 藤子公園	2,570 m ² (約 830 m ²)	4 戸	市有地	標高 25.5m
八戸市	八戸市売市二丁目9-1 売市公園	3,780 m ² (約 2,500 m ²)	14 戸	市有地	標高 23.2m
八戸市	八戸市大字白銀町字左新井田道1-2 白銀コミュニティーパーク	1,860 m ² (約 960 m ²)	6 戸	市有地	標高 28.1m
八戸市	八戸市大字大久保字大山2-6 平庭公園	2,500 m ² (約 1,800 m ²)	6 戸	市有地	標高 55.4m
八戸市	八戸市北インター工業団地五丁目104-2 北インター自然公園	35,450 m ² (約 3,090 m ²)	8 戸	市有地	標高 28.9m
八戸市	八戸市湊高台三丁目11 湊高台三丁目公園	2,490 m ² (約 1,450 m ²)	8 戸	市有地	標高 43.2m
八戸市	八戸市湊高台二丁目9 湊高台二丁目公園	2,490 m ² (約 1,990 m ²)	12 戸	市有地	標高 43.1m
八戸市	八戸市湊高台六丁目9-1 湊高台六丁目公園	2,500 m ² (約 1,370 m ²)	6 戸	市有地	標高 36.1m
八戸市	八戸市根城七丁目12-7 市営住宅跡地(根城)	1,800 m ² (約 1,500 m ²)	10 戸	市有地	標高 29.3m
八戸市	八戸市大字白銀町字雷17-21ほか2筆 市営住宅跡地(白銀)	2,900 m ² (約 1,024 m ²)	12 戸	市有地	標高 41.8m
八戸市	八戸市南郷大字市野沢字山陣屋36番地1 南郷テ「伊ビ」センター隣接地	5,845 m ² (約 2,731 m ²)	16 戸	市有地	標高 208.6m
八戸市	八戸市根城二丁目11-7 八戸市立市民病院管理地	1,036 m ² (約 1,036 m ²)	6 戸	市有地	標高 24.6m
八戸市	八戸市多賀台四丁目6-2 多賀台市営住宅(旧市営住宅除却部分)	7,715 m ² (約 820 m ²)	4 戸	市有地	標高 30.8m
八戸市	八戸市大字鮫町字居合12-3の一部、12-33 居合市営住宅(空地部分)	1,707 m ² (約 1,287 m ²)	8 戸	市有地	標高 27.6m

市町村名	地名地番 (下段：名称)	敷地面積 (利用可能面積)	想定建設戸数	土地所有	備考
八戸市	八戸市西白山台五丁目11-6, 11-10, 11-11の各一部 白山台市営住宅	16,034 m ² (約 2,335 m ²)	16 戸	市有地	標高 81.7m
八戸市	八戸市大字岬台四丁目1-8の一部 岬台市営住宅(公園部分)	10,862 m ² (約 1,119 m ²)	8 戸	市有地	標高 83.5m
八戸市	八戸市南郷大字市野沢字山陣屋22-71, 22-145の一部 若者定住促進賃貸住宅	2,315 m ² (約 831 m ²)	4 戸	市有地	標高 202.8m
三戸町	三戸町大字川守田字西松原50外 松原公園陸上競技場	13,786 m ² (約 12,500 m ²)	52 戸	町有地	
五戸町	五戸町大字豊間内字地藏平1-414, 1-415, 1-416 ひばり野スポーツ交流センター	6,582 m ² (約 6,362 m ²)	48 戸	町有地	
田子町	田子町大字田子字上ノ平21 町営住宅内空き地	約 3,244m ²	24 戸	町有地	
南部町	南部町大字坵渡字坵渡35-1 坵渡地区農村公園	約 3,776m ²	28 戸	町有地	
南部町	南部町大字福田字板橋1-2 福地中学校	25,823 m ² (約 23,436 m ²)	202 戸	町有地	
南部町	大字上名久井大渋山23-20 駐車場	26,000 m ²	220 戸	町有地	
南部町	大字大向字上野30-1 向小学校第二グラウンド	14,000 m ²	76 戸	町有地	
階上町	階上町大字角柄折字石鉢14-2 石鉢小学校校庭	6,650 m ² (約 6,015 m ²)	44 戸	町有地	
階上町	階上町大字鳥屋部字大観音1-2 階上小学校校庭	約 8,782m ²	64 戸	町有地	
階上町	階上町大字赤保内字耳ヶ吠6-1 赤保内小学校校庭	11,297 m ² (約 11,238 m ²)	84 戸	町有地	
階上町	階上町大字道仏字外窪22 道仏小学校校庭	5,527 m ² (約 5,407 m ²)	40 戸	町有地	
階上町	階上町大字赤保内字柳沢15-2 階上中学校校庭	21,782 m ² (約 20,636 m ²)	156 戸	町有地	
階上町	階上町大字道仏字蓬窪4-7 道仏中学校校庭	19,724 m ² (約 18,740 m ²)	142 戸	町有地	
新郷村	新郷村大字西越字佐野平57 旧西越小学校グラウンド	10,044 m ² (約 9,863 m ²)	42 戸	村有地	

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、青森県地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、青森県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。

2 前項ただし書の場合において、甲は、連絡後同項の文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他の事項について、可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の要請に基づき住宅を建設するものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲にあっては青森県土木部建築住宅課、乙にあっては社団法人プレハブ建築協会担当とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対して随時報告を求めめることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙の会員名簿を毎年1回甲に提供するものとし、当該部員及び会員に異動があった場合は、その旨を甲に報告するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定は、平成8年 3月 9日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成8年 3月 9日

甲 青森県知事 木村 守 男

青森市長島一丁目1番1号

乙 社団法人プレハブ建築協会

東京都千代田区有明6番6号

代表者 石橋 一 郎

災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、青森県地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、青森県(以下「甲」という。))が一般社団法人全国木造建設事業協会(以下「乙」という。))に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅であつて木造のものをいう。

(所要の手続)

第3条 甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。

2 前項ただし書の場合において、甲は、連絡後同項の文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、甲から前条の要請があつたときは、可能な限り甲(甲が住宅の建設を市町村に委任した場合は、当該市町村。次条第2項において同じ。)に協力するものとする。

2 乙は、前項の協力の際、果産材の使用について配慮するものとする。

(費用の負担及び支払)

第5条 第3条の要請に基づく住宅の建設等に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、住宅の建設終了後検査を実施し、これを確認するものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に基づく業務に関する連絡窓口は、甲においては青森県県土整備部建築住宅課、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会事務局とする。

(報告)

第7条 乙は、住宅の建設に協力できる建設戸数等の状況について、年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認められた場合は、乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第8条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙の会員名簿を年1回甲に提供

するものとし、当該部員及び会員に異動があつた場合は、その旨を甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

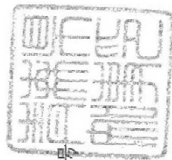
(適用)

第10条 この協定は、平成28年2月9日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年 2月 9日

甲 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾



乙 東京都中央区八丁堀三丁目4番地10
京橋北見ビル東館6階

一般社団法人全国木造建設事業協会
理事長 青 木 宏 之



災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、青森県地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、青森県（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムーンビディングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅であって移動式木造住宅のものをいう。

(所要の手続)

第3条 甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。

2 前項ただし書の場合において、甲は、連絡後同項の文書を速やかに乙に提出しなればならない。

(協力)

第4条 乙は、甲から前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）の斡旋その他の事項について、可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲（甲が住宅の建設を市町村に委任した場合は、当該市町村。次条において同じ。）の要請に基づき住宅を建設するものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅の建設等に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、住宅の建設終了後検査を実施し、これを確認するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に基づく業務に関する連絡窓口は、甲においては青森県県土整備部建築住宅課、乙においては一般社団法人日本ムーンビディングハウス協会事務局とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅の建設に協力できる建設戸数等の状況について、年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙の会員名簿を年1回甲に提供するものとし、当該部員及び会員に異動があった場合は、その旨を甲に報告するものとする。

(協議)

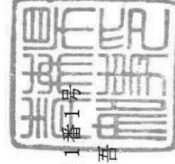
第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、令和3年12月20日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年12月20日



甲 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾



乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条十丁目2番15号
一般社団法人日本ムーンビディングハウス協会
代表理事 佐々木 信博

青森県応急仮設住宅標準仕様書案(ユニットハウス)

設計概要		室内仕様書						
モジュール	1BOX :短辺2330mm以上2400mm程度×長辺5400、6300、7200mm程度(各社モジュールによる)	床	巾木	間仕切壁	天井	備考		
構造	鉄骨型鋼ユニット構造	居室(居間) 居室(寝室) 居室(洋室)	タイルカーペット又はCFシート 合板 t=4mm下地	木製 又は塩ビ製	(間仕切部・外壁内側) 化粧石膏ボードt=9.5mm	化粧合板 t=2.5mm	カーテン&レール(ダブル) レースカーテン 遮光カーテン FFストープ用スリーブ(居間)	
基礎	平板独立式(60×300×300 1段以上)、幕板(防風処理) 玄関立上り口:木製又は鉄製踏み台、土台・大引き:木製又は鋼製(H型钢)							
床組	パネル式 合板t=12mm	押入	同上	同上	同上	同上	中1段付(天袋無・H=800) カーテン、カーテンレール	
屋根	折板葺き(ガルバリウム鋼板) 裏面発砲ウレタン吹付	壁	同上	同上	同上	同上	中1段付(天袋無・H=800) カーテン、カーテンレール 流し台L1050(9、12坪タイプ) 流し台L1050(9、12坪タイプ) 吊戸棚L600(FL+1450下端) コンロ台L600 バックガード付 2口コンロ(グリル付) ガス栓は1口 洗濯パンを含む	
外壁パネル	外 カラー鋼板 内 化粧石膏ボード 断熱材(t=50mm 16kg相当)+外断熱又は内断熱 間仕切下地:木製下地又は鋼製下地 準耐火壁:木製下地又は鋼製下地 石膏ボードt=12.5mm+化粧石膏ボードt=9.5mm(小屋裏まで各帯毎) グラスウール入(t=50mm 16kg相当) コンロ前:ケイ酸カルシウム板 t=4mm(下地 石膏ボード t=9.5mm)							
天井	化粧合板 グラスウール入(t=100mm 16kg相当)	台所	同上	同上	(間仕切部・外壁内側) 化粧石膏ボードt=9.5mm (ガスコンロ廻り) ライニング ケイ酸カルシウム板t=4mm	同上	同上	
建具	引き違い又は片引きアルミサッシ戸 上段:型板ガラスt=4mm 下段:腰パネル(出入り口) 二重サッシ(ペアガラス、網戸付き、居室のみ) 内部建具:原則としてアコーディオンカーテン(単板式)H=1740mm,W=800mm以上とする。	浴室	1014 又は ユニットバス 1116 又は 1216	浴室FL	入り口跨ぎ高さ 脱衣場	2点セットタイプ 手摺:内・外部に各1ヶ所設置 (縦型:FL+H900) 浴槽のフタは含む	入り口跨ぎ高さは約180mm未満とする。 ただし、180mm以上の場合は、踏み台を設置する。	
板金工事	軒樋・堅樋は別途とする。	トイレ	塩ビシート 又はCFシート 合板 t=4mm下地	木製又は塩ビ製	(間仕切部・外壁内側) 化粧石膏ボードt=9.5mm	化粧合板 t=2.5mm	水栓式 手摺を内部1ヶ所設置 (横型:FL+H700) 便器は洋式 ロータンクは防露タイプ ペーパーホルダー タオル掛け	
設備	給・排水衛生設備	給水:原則として水道用硬質塩化ビニル管(量水器は別途)又は同等品 流し前水栓は原則、シングルレバータイプ(混合水栓)とする 汚水排水:原則として一般用硬質塩化ビニル管とする(放流形式は地域指導に準ずる) ガス:プロパン又は都市ガス供給で住戸毎の集中配管とし白ガス管・ガスフレキ管とする 給湯設備:16号(プロパン又は都市ガス) 換気:原則として流し前はプロペラ扇(200mm フード付) トイレ及び浴室は天井埋込型 火災警報器:住宅用火災警報器、各居室に設置する(煙感知式) トイレ:暖房便座 工事範囲:屋外1mまで(プロパンは集合装置を含む)	玄関	同上	同上	同上	同上	手摺 床見切り(への字)
	空調設備	エアコン:居室のみ(2.2kw 6帖~8用)	備品 その他	郵便受け:各住戸 1ヶ所設置 棟番号:各棟1ヶ所設置(300×300) 耐風養生:鋼製ワイヤー・カバー付/4年間を標準とする。 付け鴨居:L=2400各戸に1ヶ所設置(塩ビ化粧材 H=1800 幅60~90程度) 物干し:(柱取付タイプ 折りたたみ式 居間FLより1600金物芯取付) 室名札:各住戸1ヶ所設置 出入口:塩ビ製手摺設置(外部、内部1ヶ所 L=450程度) 下駄箱:H=1000程度 玄関:網戸付 風除室:広さ1300×1800程度 木下地 小波塩ビ貼り程度、階段、手摺付	特記事項	・原則発注者立会いのもと、縄張り確認及び中間確認を実施する。 ・軒裏換気・天井目貼テープ・水抜き栓1ヶ所設置・給水管立上り部はヒーター巻 ・床 ポリエチレンフィルムt=0.15mm敷き、気密テープ張り・汚水排水処理は浄化槽方式(合併処理 地上式) ・使用材料は規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料(F☆☆☆☆)以上とし、JAS・JIS規格品以外を使用する場合は、上記規格品と同等品とする。これら以外の材料を使用する場合のVOC測定については別途協議の上行う。		
	電気設備	幹線:単相3線式100V30A 引込みケーブル6戸毎 CV22~38mm ² -3C 分電盤:樹脂製屋内露出型(FL+H1800) 照明器具:居室はFL40W×2またはFL20W×3 台所はFL20W×2 トイレは1L40W 入口灯はFL10W コンセント:居室(6帖)は2連2ヶ所 居室(4.5帖)は2連2ヶ所 台所は2連1ヶ所 冷蔵庫用2連E付1ヶ所 換気扇用各所1ヶ所 洗濯機用2連E付1ヶ所 屋外給湯機用外部に防水2連E付1ヶ所 トイレ暖房便座用コンセント1口E付1ヶ所 エアコン用(居室に設置)・電子レンジ用・ガス漏れ警報器用のコンセント(2連E付1)設置 スイッチ:ユニットバスの内照明器具SWと換気扇SWは別個設ける TEL:居間にモジュラージャック1ヶ所/1戸(屋内工事のみ) TV:居間にTV端子(1ヶ所/1戸) アンテナ:地上デジタル波対応アンテナを設置する 工事範囲:東北電力柱より引込工事まで含む						

青森県応急仮設住宅標準仕様書案(組立ハウス)

設計概要		室内仕様書					
モジュール	1800mm～1840mm	床	巾木	間仕切壁	天井	備考	
構造	軽量型鋼ブレース構造						
基礎	木杭(長さ900mm～1200mm@900 末口90mm)、コンクリート、PC独立基礎+H型鋼、幕板(防風処理) 玄関立上り口:木製又は鉄製踏み台、土台・大引き:木製又は鋼製(H型鋼)	居室(居間) 居室(寝室) 居室(洋室)	タイルカーペット又はCFシート 合板 t=4mm下地	木製 又は塩ビ製	(間仕切部) 化粧石膏ボードt=9.5mm (外壁内側) カラー合板又はカラー鋼板	カーテン&レール(ダブル) レースカーテン 遮光カーテン FFストープ用スリーブ(居間)	
床組	束:木杭(長さ900mm@900 末口90mm)ユニットバス下@450、鋼製梁						
床	パネル式 合板t=12mm	押入	同上	同上	同上	中1段付(天袋無・H=800) カーテン、カーテンレール	
屋根	折板葺き(ガルバリウム鋼板) 裏面ベフ t=4mm貼り						
壁	外壁パネル : 外 カラー鋼板.内 カラー鋼板又はカラー合板 断熱材(t=50mm 16kg相当)+外断熱又は内断熱 間仕切下地 : 木製下地又は鋼製下地 準耐火壁 : 木製下地又は鋼製下地 石膏ボードt=12.5mm+化粧石膏ボードt=9.5mm(小屋裏まで各帯毎) グラスウール入(t=50mm 16kg相当) コンロ前 : ケイ酸カルシウム板 t=4mm(下地 石膏ボード t=9.5mm)	台所	同上	同上	(間仕切部) 化粧石膏ボードt=9.5mm (外壁内側) カラー合板又はカラー鋼板 (ガスコンロ廻り) ライニング ケイ酸カルシウム板t=4mm	流し台L1050(9、12坪タイプ) 流し台L1050(9、12坪タイプ) 吊戸棚L600(FL+1450下端) コンロ台L600 バックガード付 2口コンロ(グリル付) ガス栓は1口 洗濯パンを含む	
天井	カラー合板パネル式 グラスウール入(t=100mm 16kg相当)						
建具	引き違い又は片引きアルミサッシ戸 上段:型板ガラスt=4mm 下段:腰パネル(出入り口) 二重サッシ(ペアガラス、網戸付き、居室のみ) 内部建具:原則としてアコーディオンカーテン(単板式)H=1740mm,W=800mm以上とする。	浴室	1014 又は ユニットバス 1116 又は 1216	浴室FL	入り口跨ぎ高さ 脱衣場	2点セットタイプ 手摺:内・外部に各1ヶ所設置 (縦型: FL+H900) 浴槽のフタは含む	
板金工事	軒樋・堅樋は別途とする。						
設備	給・排水衛生設備	トイレ	塩ビシート 又はCFシート 合板 t=4mm下地	木製又は塩ビ製	(間仕切部) 化粧石膏ボードt=9.5mm (外壁内側) カラー合板又はカラー鋼板	化粧合板 t=2.5mm	水栓式 手摺を内部1ヶ所設置 (横型: FL+H700) 便器は洋式 ロータンクは防露タイプ ペーパーホルダー タオル掛け
		玄関	同上	同上	同上	同上	手摺 床見切り(への字)
	空調設備	エアコン : 居室のみ(2.2kw 6帖～8用)					
	電気設備	幹線 : 単相3線式100V30A 引込みケーブル6戸毎 CV22～38mm ² -3C 分電盤 : 樹脂製屋内露出型(FL+H1800) 照明器具 : 居室はFL40W×2またはFL20W×3 台所はFL20W×2 トイレは1L40W 入口灯はFL10W(防水型) コンセント : 居室(6帖)は2連2ヶ所 居室(4.5帖)は2連2ヶ所 台所は2連1ヶ所 冷蔵庫用2連E付1ヶ所 換気扇用各所1ヶ所 洗濯機用2連E付1ヶ所 屋外給湯機用外部に防水2連E付1ヶ所 トイレ暖房便座用コンセント1口E付1ヶ所 エアコン用(居室に設置)・電子レンジ用・ガス漏れ警報器用のコンセント(2連E付1)設置 スイッチ : ユニットバスの内照明器具SWと換気扇SWは別個設ける TEL : 居間にモジュラージャック1ヶ所/1戸(屋内工事のみ) TV : 居間にTV端子(1ヶ所/1戸) アンテナ : 地上デジタル波対応アンテナを設置する 工事範囲 : 東北電力柱より引込工事まで含む	郵便受け : 各住戸 1ヶ所設置 棟番号 : 各棟1ヶ所設置(300×300) 耐風養生 : 鋼製ワイヤー・カバー付/4年間を標準とする。 付け鴨居 : L=2400各戸に1ヶ所設置(塩ビ化粧材 H=1800 幅60～90程度) 物干し : (柱取付タイプ 折りたたみ式 居間FLより1600金物芯取付) 室名札 : 各住戸1ヶ所設置 出入口 : 塩ビ製手摺設置(外部、内部1ヶ所 L=450程度) 下駄箱 : H=1000程度 玄関 : 網戸付 風除室 : 広さ1300×1800程度 木下地 小波塩ビ貼り程度、階段、手摺付	・原則発注者立会いのもと、縄張り確認及び中間確認を実施する。 ・軒裏換気・天井目貼テープ・水抜き栓1ヶ所設置・給水管立上り部はヒーター巻 ・床 ポリエチレンフィルムt=0.15mm敷き、気密テープ張り・汚水排水処理は浄化槽方式(合併処理 地上式) ・使用材料は規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料(F☆☆☆☆)以上とし、JAS・JIS規格品以外を使用する場合は、上記規格品と同等品とする。これら以外の材料を使用する場合のVOC測定については別途協議の上行う。			

青森県応急仮設住宅標準仕様書案(軽量鉄骨造・木質プレハブ・枠組壁工法)

設計概要		室内仕様書					
モジュール	900mm、910mm、1000mm(各社モジュール)	床	巾木	間仕切壁	天井	備考	
構造	軽量鉄骨造、木質プレハブ工法、枠組壁工法	居室(居間) 居室(寝室) 居室(洋室)	タイルカーペット又は クッションフロア又は フローリング 合板 t=4mm下地	木製 又は塩ビ製	(間仕切部・外壁内側) 化粧石膏ボードt=9.5mm	ジブーン又は 化粧石膏ボード t=9.5mm	カーテン&レール(ダブル) レースカーテン 遮光カーテン FFストープ用スリーブ(居間)
基礎	木杭(長さ900mm~1200mm@900 末口90mm)、コンクリート、PC独立基礎+H型鋼、幕板(防風処理) 玄関立上り口:木製又は鉄製踏み台、土台・大引き:木製又は鋼製(H型鋼)	押入	同上	同上	同上	同上	中1段付(天袋無・H=800) カーテン、カーテンレール
床組	束:木杭(長さ900mm@900 末口90mm)ユニットバス下@450、鋼製梁	台所	同上	同上	(間仕切部・外壁内側) 化粧石膏ボードt=9.5mm (ガスコンロ廻り) ライニング ケイ酸カルシウム板t=4mm	同上	流し台L1050(9、12坪タイプ) 流し台L1050(9、12坪タイプ) 吊戸棚L600(FL+1450下端) コンロ台L600 バックガード付 2口コンロ(グリル付) ガス栓は1口 洗濯パンを含む
床	木製パネル(合板、パーティクルボード) 断熱材(t=50mm 16kg相当)	浴室	1014 又は ユニットバス 1116 又は 1216	浴室FL 	同上	同上	2点セットタイプ 手摺:内・外部に各1ヶ所設置 (縦型: FL+H900) 浴槽のフタは含む
屋根	折板葺き(ガルバリウム鋼板)またはアスファルトシングル葺き	板金工事	軒樋・堅樋は別途とする。				
壁	外壁パネル : 外 窯業系サイディング、金属系サイディング、カラー鋼板、内 化粧石膏ボードt=9.5mm 断熱材(t=100mm 16kg相当) 間仕切下地 : 木製下地又は鋼製下地 準耐火壁 : 木製下地又は鋼製下地 石膏ボードt=12.5mm+化粧石膏ボードt=9.5mm(小屋裏まで各帯毎) グラスウール入(t=50mm 16kg相当) コンロ前 : ケイ酸カルシウム板 t=4mm(下地 石膏ボード t=9.5mm)	トイレ	塩ビシート 又はCFシート 合板 t=4mm下地	木製又は 塩ビ製	(間仕切部・外壁内側) 化粧石膏ボードt=9.5mm	ジブーン又は 化粧石膏ボード t=9.5mm	水栓式 手摺を内部1ヶ所設置 (横型: FL+H700) 便器は洋式 ロータンクは防露タイプ ペーパーホルダー タオル掛け
天井	木製下地 化粧石膏ボード、ジブーンt=9.5mm 断熱材(t=100mm 16kg相当)	玄関	同上	同上	同上	同上	手摺 床見切り(への字)
建具	引き違い又は片引きアルミサッシ戸 上段:型板ガラスt=4mm 下段:腰パネル(出入り口) 二重サッシ(ペアガラス、網戸付き、居室のみ) 内部建具:原則としてアコーディオンカーテン(単板式)H=1740mm,W=800mm以上とする。	電気設備	郵便受け : 各住戸 1ヶ所設置 棟番号 : 各棟1ヶ所設置(300×300) 耐風養生 : 鋼製ワイヤー・カバー付/4年間を標準とする。 付け鴨居 : L=2400各戸に1ヶ所設置(塩ビ化粧材 H=1800 幅60~90程度) 物干し : (柱取付タイプ 折りたたみ式 居間FLより1600金物芯取付) 室名札 : 各住戸1ヶ所設置 出入口 : 塩ビ製手摺設置(外部、内部1ヶ所 L=450程度) 下駄箱 : H=1000程度 玄関 : 網戸付 風除室 : 広さ1300×1800程度 木下地 小波塩ビ貼り程度、階段、手摺付	特記事項	・原則発注者立会いのもと、縄張り確認及び中間確認を実施する。 ・軒裏換気・天井目貼テープ・水抜き栓1ヶ所設置・給水管立上り部はヒーター巻 ・床 ポリエチレンフィルムt=0.15mm敷き、気密テープ張り・汚水排水処理は浄化槽方式(合併処理 地上式) ・使用材料は規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料(F☆☆☆☆)以上とし、JAS・JIS規格品以外を使用する場合は、上記規格品と同等品とする。これら以外の材料を使用する場合のVOC測定については別途協議の上行う。		
給・排水衛生設備	給水 : 原則として水道用硬質塩化ビニル管(量水器は別途)又は同等品 流し前水栓は原則、シングルレバータイプ(混合水栓)とする 汚水排水 : 原則として一般用硬質塩化ビニル管とする(放流形式は地域指導に準ずる) ガス : プロパン又は都市ガス供給で住戸毎の集中配管とし白ガス管・ガスフレキ管とする 給湯設備 : 16号(プロパン又は都市ガス) 換気 : 原則として流し前はプロペラ扇(200mm フード付) トイレ及び浴室は天井埋込型 火災警報器 : 住宅用火災警報器、各居室に設置する(煙感知式) トイレ : 暖房便座 工事範囲 : 屋外1mまで(プロパンは集合装置を含む)	空調設備	エアコン : 居室のみ(2.2kw 6帖~8用)	幹線 : 単相3線式100V30A 引込みケーブル6戸毎 CV22~38mm ² -3C 分電盤 : 樹脂製屋内露出型(FL+H1800) 照明器具 : 居室はFL40W×2またはFL20W×3 台所はFL20W×2 トイレは1L40W 入口灯はFL10W(防水型) コンセント : 居室(6帖)は2連2ヶ所 居室(4.5帖)は2連2ヶ所 台所は2連1ヶ所 冷蔵庫用2連E付1ヶ所 換気扇用各所1ヶ所 洗濯機用2連E付1ヶ所 屋外給湯機用外部に防水2連E付1ヶ所 トイレ暖房便座用コンセント1口E付1ヶ所 エアコン用(居室に設置)・電子レンジ用・ガス漏れ警報器用のコンセント(2連E付1)設置 スイッチ : ユニットバスの内照明器具SWと換気扇SWは別個設ける TEL : 居間にモジュラージャック1ヶ所/1戸(屋内工事のみ) TV : 居間にTV端子(1ヶ所/1戸) アンテナ : 地上デジタル波対応アンテナを設置する 工事範囲 : 東北電力柱より引込工事まで含む			

青森県応急仮設集会所・談話室標準仕様書案(ユニットハウス)

設計概要		室内仕様書						
モジュール	1BOX :短辺2330mm以上2400mm程度×長辺5400、6300、7200mm程度(各社モジュールによる)		床	巾木	間仕切壁	天井	備考	
構造	鉄骨型ユニット構造		和室	畳敷き(t=35mm)	畳よせ	カラー合板t=2.5mm又は化粧石膏ボードt=9.5mm	化粧合板t=2.5mm	カーテン&レール(ダブル)レースカーテン遮光カーテン
基礎	平板独立式(60×300×300 1段以上)、幕板(防風処理)							
床組	玄関立上り口:木製又は鉄製踏み台、土台・大引き:木製又は鋼製(H型鋼)							
屋根	パネル式 合板t=12mm		押入	合板t=4mm 下地	同上	合板 t=2.5mm	同上	中1段付(天袋無・H=800)カーテン、カーテンレール
壁	折板葺き(ガルバリウム鋼板) 裏面発砲ウレタン吹付 断熱材(t=50mm 16kg相当)+外断熱又は内断熱		洋室 事務所兼 相談室	タイルカーペット 又はCFシート 合板t=4mm 下地	木製 又は塩ビ製	カラー合板t=2.5mm又は化粧石膏ボードt=9.5mm	同上	カーテン&レール(ダブル)レースカーテン遮光カーテンFFストープ用スリーブ(洋室)
	間仕切下地 : 木製下地又は鋼製下地 コンロ前 : ケイ酸カルシウム板 t=4mm(下地 石膏ボード t=9.5mm)							
天井	化粧合板 グラスウール入(t=100mm 16kg相当)		湯沸室	塩ビシート 又はCFシート 合板t=4mm 下地	同上	(間仕切部) カラー合板t=2.5mm又は化粧石膏ボードt=9.5mm(ガスコンロ廻り) ライニング ケイ酸カルシウム板t=4mm	同上	流し台L1050(9、12坪タイプ)吊戸棚L600(FL+1450下端)コンロ台L600 バックガード付2口コンロ(グリル付)ガス栓は1口吊戸棚下地H=1450に設置
建具	引き違い又は片引きアルミサッシ戸 上段:型板ガラスt=4mm 下段:腰パネル(出入り口)二重サッシ(ペアガラス、網戸付き、居室のみ)内部建具:原則としてアコーディオンカーテン(単板式)H=1740mm,W=800mm以上とする。							
板金工事	軒樋・堅樋は別途とする。		便所 多目的トイレ	同上	同上	カラー合板t=2.5mm又は化粧石膏ボードt=9.5mm	同上	水栓式L字手摺及び可動式手摺設置 便器は洋式ロータンクは防露タイプペーパーホルダータオル掛け
設備	給・排水衛生設備	給水 : 原則として水道用硬質塩化ビニル管(量水器は別途)又は同等品 流し前水栓は原則、シングルレバータイプ(混合水栓)とする 汚水排水 : 原則として一般用硬質塩化ビニル管とする(放流形式は地域指導に準ずる) ガス : プロパン又は都市ガス供給で住戸毎の集中配管とし白ガス管・ガスフレキ管とする 給湯設備 : 5号(プロパン又は都市ガス) 換気 : 原則として流し前はプロペラ扇(200mm フード付) トイレ及び浴室は天井埋込型 火災警報器 : 住宅用火災警報器、各居室に設置する(煙感知式) トイレ : 暖房便座 工事範囲 : 屋外1mまで(プロパンは集合装置を含む)						
	空調設備	エアコン : 居室のみ(2.2kw 6帖~8用)						
	電気設備	幹線 : 単相3線式100V30A 引込みケーブル6戸毎 CV22~38mm ² -3C 分電盤 : 樹脂製屋内露出型(FL+H1800) 照明器具 : 洋室、湯沸室、事務所兼相談室、和室はFL40W×2 玄関、ホール、トイレはFL20W 入口灯はFL10W(防水型) コンセント : 洋室は2連4ヶ所 和室、便所、ホール玄関、多目的トイレは各2連1ヶ所 湯沸し室は冷蔵庫用2連E付1ヶ所及び2連1ヶ所 多目的トイレは2連1ヶ所 エアコン用(事務所兼相談室、和室に設置)はガス漏れ警報器用コンセント(2連E付1)設置 換気扇用各所1ヶ所 TEL : 居間にモジュラージャック1ヶ所/1戸(屋内工事のみ) TV : 居間にTV端子(1ヶ所/1戸) アンテナ : 地上デジタル波対応アンテナを設置する 工事範囲 : 東北電力柱より引込工事まで含む						
備品 その他	郵便受け : 各住戸 1ヶ所設置 耐風養生 : 鋼製ワイヤー・カバー付/4年間を標準とする。 出入口 下駄箱 : 塩ビ製手摺設置(外部、内部1ヶ所 L=450程度)、ステップ及びスロープ設置(点字ブロック付) 玄関 : H=1000程度 トイレ : 網戸付 風除室 : 広さ1300×1800程度 木下地 小波塩ビ貼り程度、踏段、手摺付 消火器 : 消防との協議による個数設置							
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・原則発注者立会いのもと、縄張り確認及び中間確認を実施する。 ・軒裏換気・天井目貼テープ・水抜き栓1ヶ所設置・給水管立上り部はヒーター巻 ・床 ポリエチレンフィルムt=0.15mm敷き、気密テープ張り・汚水排水処理は浄化槽方式(合併処理 地上式) ・原則バリアフリー仕様とし、「青森県福祉のまちづくり条例整備マニュアル」に準ずるものとする。 ・使用材料は規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料(F☆☆☆☆)以上とし、JAS・JIS規格品以外を使用する場合は、上記規格品と同等品とする。これら以外の材料を使用する場合のVOC測定については別途協議の上行う。 ※集会所(100㎡) : 玄関、湯沸室、便所・多目的便所、事務所兼相談室、和室(6帖)、洋室(約30帖)を想定 ※談話室(40㎡) : 玄関、湯沸室、便所、洋室(約15帖)を想定							

青森県応急仮設集会所・談話室標準仕様書案(組立ハウス)

設計概要		室内仕様書					
モジュール	1800mm～1840mm	床	巾木	間仕切壁	天井	備考	
構造	軽量型鋼ブレース構造	和室	畳敷き(t=35mm)	畳よせ	カラー合板t=2.5mm又は化粧石膏ボードt=9.5mm	化粧合板t=2.5mm	カーテン&レール(ダブル)レースカーテン遮光カーテン
基礎	木杭(長さ900mm～1200mm@900 末口90mm)、コンクリート、PC独立基礎+H型鋼、幕板(防風処理) 玄関立上り口:木製又は鉄製踏み台、土台・大引き:木製又は鋼製(H型鋼)						
床組	束:木杭(長さ900mm@900 末口90mm)ユニットバス下@450、鋼製梁						
床	パネル式 合板t=12mm	押入	合板t=4mm 下地	同上	合板 t=2.5mm	同上	中1段付(天袋無・H=800)カーテン、カーテンレール
屋根	折板葺き(ガルバリウム鋼板) 裏面ペフ t=4mm貼り	洋室 事務所兼 相談室	タイルカーペット 合板t=4mm 下地	木製 又は塩ビ製	カラー合板t=2.5mm又は化粧石膏ボードt=9.5mm	同上	カーテン&レール(ダブル)レースカーテン遮光カーテンFFストープ用スリーブ(洋室)
壁	外壁パネル : 外 カラー鋼板.内 カラー鋼板又はカラー合板 断熱材(t=50mm 16kg相当)+外断熱又は内断熱 間仕切下地 : 木製下地又は鋼製下地 コンロ前 : 木製下地又は鋼製下地 石膏ボードt=12.5mm+化粧石膏ボードt=9.5mm(小屋裏まで各帯毎)						
天井	カラー合板パネル式 グラスウール入(t=100mm 16kg相当)	湯沸室	塩ビシート 又はCFシート 合板t=4mm 下地	同上	(間仕切部) カラー合板t=2.5mm又は化粧石膏ボードt=9.5mm(ガスコンロ廻り) ライニング ケイ酸カルシウム板t=4mm	同上	流し台L1050(9、12坪タイプ)吊戸棚L600(FL+1450下端)コンロ台L600 バックガード付2口コンロ(グリル付)ガス栓は1口吊戸棚下地H=1450に設置
建具	引き違い又は片引きアルミサッシ戸 上段:型板ガラスt=4mm 下段:腰パネル(出入り口) 二重サッシ(ペアガラス、網戸付き、居室のみ) 内部建具:原則としてアコーディオンカーテン(単板式)H=1740mm,W=800mm以上とする。	便所 多目的トイレ	同上	同上	カラー合板t=2.5mm又は化粧石膏ボードt=9.5mm	同上	水栓式L字手摺及び可動式手摺設置 便器は洋式ロータンクは防露タイプペーパーホルダータオル掛け
板金工事	軒樋・堅樋は別途とする。						
設備	給・排水衛生設備	給水 : 原則として水道用硬質塩化ビニル管(量水器は別途)又は同等品 流し前水栓は原則、シングルレバータイプ(混合水栓)とする 汚水排水 : 原則として一般用硬質塩化ビニル管とする(放流形式は地域指導に準ずる) ガス : プロパン又は都市ガス供給で住戸毎の集中配管とし白ガス管・ガスフレキ管とする 給湯設備 : 5号(プロパン又は都市ガス) 換気 : 原則として流し前はプロペラ扇(200mm フード付) トイレ及び浴室は天井埋込型 火災警報器 : 住宅用火災警報器、各居室に設置する(煙感知式) トイレ : 暖房便座 工事範囲 : 屋外1mまで(プロパンは集合装置を含む)	備品 その他	郵便受け : 各住戸 1ヶ所設置 耐風養生 : 鋼製ワイヤー・カバー付/4年間を標準とする。 出入口 下駄箱 : H=1000程度 玄関 : 網戸付 風除室 : 広さ1300×1800程度 木下地 小波塩ビ貼り程度、踏段、手摺付 消火器 : 消防との協議による個数設置	特記事項	・原則発注者立会いのもと、縄張り確認及び中間確認を実施する。 ・軒裏換気・天井目貼テープ・水抜き栓1ヶ所設置・給水管立上り部はヒーター巻 ・床 ポリエチレンフィルムt=0.15mm敷き、気密テープ張り・汚水排水処理は浄化槽方式(合併処理 地上式) ・原則バリアフリー仕様とし、「青森県福祉のまちづくり条例整備マニュアル」に準ずるものとする。 ・使用材料は規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料(F☆☆☆☆)以上とし、JAS・JIS規格品以外を使用する場合は、上記規格品と同等品とする。これら以外の材料を使用する場合は別途協議の上行う。 ※集会所(100㎡) : 玄関、湯沸室、便所・多目的便所、事務所兼相談室、和室(6帖)、洋室(約30帖)を想定 ※談話室(40㎡) : 玄関、湯沸室、便所、洋室(約15帖)を想定	
	空調設備						エアコン : 居室のみ(2.2kw 6帖～8用)

青森県応急仮設集会所・談話室標準仕様書案(軽量鉄骨造・木質プレハブ・枠組壁工法)

設計概要		室内仕様書											
モジュール	900mm、910mm、1000mm(各社モジュール)	床	巾木	間仕切壁	天井	備考							
構造	軽量鉄骨造、木質プレハブ工法、枠組壁工法	和室	畳敷き(t=35mm)	畳よせ	化粧石膏ボードt=9.5mm	ジブーン又は化粧石膏ボードt=9.5mm	カーテン&レール(ダブル) レースカーテン 遮光カーテン						
基礎	木杭(長さ900mm~1200mm@900 末口90mm)、コンクリート、PC独立基礎+H型鋼、幕板(防風処理) 玄関立上り口:木製又は鉄製踏み台、土台・大引き:木製又は鋼製(H型鋼)												
床組	束:木杭(長さ900mm@900 末口90mm)ユニットバス下@450、鋼製梁												
床	木製パネル(合板、パーティクルボード) 断熱材(t=50mm 16kg相当)	押入	合板t=4mm 下地	同上	合板 t=2.5mm	同上	中1段付(天袋無・H=800) カーテン、カーテンレール						
屋根	折板葺き(ガルバリウム鋼板)またはアスファルトシングル葺き	洋室 事務所兼 相談室	タイルカーペット 合板t=4mm 下地	木製 又は塩ビ製	化粧石膏ボードt=9.5mm	同上	カーテン&レール(ダブル) レースカーテン 遮光カーテン FFストープ用スリーブ(洋室)						
壁	外壁パネル : 外 窯業系サイディング、金属系サイディング、カラー鋼板、内 化粧石膏ボードt=9.5mm 断熱材(t=100mm 16kg相当) 間仕切下地 : 木製下地又は鋼製下地 準耐火壁 : 木製下地又は鋼製下地 石膏ボードt=12.5mm+化粧石膏ボードt=9.5mm(小屋裏まで各帯毎) グラスウール入(t=50mm 10kg相当) コンロ前 : ケイ酸カルシウム板 t=4mm(下地 石膏ボード t=9.5mm)												
天井	木製下地 化粧石膏ボード、ジブーンt=9.5mm 断熱材(t=100mm 16kg相当)												
建具	引き違い又は片引きアルミサッシ戸 上段:型板ガラスt=4mm 下段:腰パネル(出入り口) 二重サッシ(ペアガラス、網戸付き、居室のみ) 内部建具:原則としてアコーディオンカーテン(単板式)H=1740mm,W=800mm以上とする。	湯沸室	塩ビシート 又はCFシート 合板t=4mm 下地	同上	(間仕切部) 化粧石膏ボードt=9.5mm (ガスコンロ廻り) ライニング ケイ酸カルシウム板t=4mm	同上	流し台L1050(9、12坪タイプ) 吊戸棚L600(FL+1450下端) コンロ台L600 バックガード付 2口コンロ(グリル付) ガス栓は1口 吊戸棚下地H=1450に設置						
板金工事	軒樋・樋樋は別途とする。	便所 多目的トイレ	同上	同上	化粧石膏ボードt=9.5mm	同上	水栓式 L字手摺及び可動式手摺設置 便器は洋式 ロータンクは防露タイプ ペーパーホルダー タオル掛け						
設備	給・排水 衛生設備							給水 : 原則として水道用硬質塩化ビニル管(量水器は別途)又は同等品 流し前水栓は原則、シングルレバータイプ(混合水栓)とする 汚水排水 : 原則として一般用硬質塩化ビニル管とする(放流形式は地域指導に準ずる) ガス : プロパン又は都市ガス供給で住戸毎の集中配管とし白ガス管・ガスフレキ管とする 給湯設備 : 5号(プロパン又は都市ガス) 換気 : 原則として流し前はプロペラ扇(200mm フード付) トイレ及び浴室は天井埋込型 火災警報器 : 住宅用火災警報器、各居室に設置する(煙感知式) トイレ : 暖房便座 工事範囲 : 屋外1mまで(プロパンは集合装置を含む)	玄関	同上	同上	同上	手摺 床見切り(への字)
	空調設備							エアコン : 居室のみ(2.2kw 6帖~8用)	備品 その他	郵便受け : 各住戸 1ヶ所設置 耐風養生 : 鋼製ワイヤー・カバー付/4年間を標準とする。 出入口 下駄箱 : H=1000程度 玄関 : 網戸付 風除室 : 広さ1300×1800程度 木下地 小波塩ビ貼り程度、踏段、手摺付 消火器 : 消防との協議による個数設置	特記事項	・原則発注者立会いのもと、縄張り確認及び中間確認を実施する。 ・軒裏換気・天井目貼テープ・水抜き栓1ヶ所設置・給水管立上り部はヒーター巻 ・床 ポリエチレンフィルムt=0.15mm敷き、気密テープ張り・汚水排水処理は浄化槽方式(合併処理 地上式) ・原則バリアフリー仕様とし、「青森県福祉のまちづくり条例整備マニュアル」に準ずるものとする。 ・使用材料は規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料(F☆☆☆☆)以上とし、JAS・JIS規格品以外を使用する場合は、上記規格品と同等品とする。これら以外の材料を使用する場合はVOC測定については別途協議の上行う。 ※集会所(100㎡) : 玄関、湯沸室、便所・多目的便所、事務所兼相談室、和室(6帖)、洋室(約30帖)を想定 ※談話室(40㎡) : 玄関、湯沸室、便所、洋室(約15帖)を想定	
電気設備	幹線 : 単相3線式100V30A 引込みケーブル6戸毎 CV22~38mm ² -3C 分電盤 : 樹脂製屋内露出型(FL+H1800) 照明器具 : 洋室、湯沸室、事務所兼相談室、和室はFL40W×2 玄関、ホール、トイレはFL20W 入口灯はFL10W(防水型) コンセント : 洋室は2連4ヶ所 和室、便所、ホール玄関、多目的トイレは各2連1ヶ所 湯沸し室は冷蔵庫用2連E付1ヶ所及び2連1ヶ所 多目的トイレは2連1ヶ所 エアコン用(事務所兼相談室、和室に設置)はガス漏れ警報器用コンセント(2連E付1)設置 換気扇用各所1ヶ所 TEL : 居間にモジュラージャック1ヶ所/1戸(屋内工事のみ) TV : 居間にTV端子(1ヶ所/1戸) アンテナ : 地上デジタル波対応アンテナを設置する 工事範囲 : 東北電力柱より引込工事まで含む												

15. 木造建設型応急住宅設計概要・仕上表

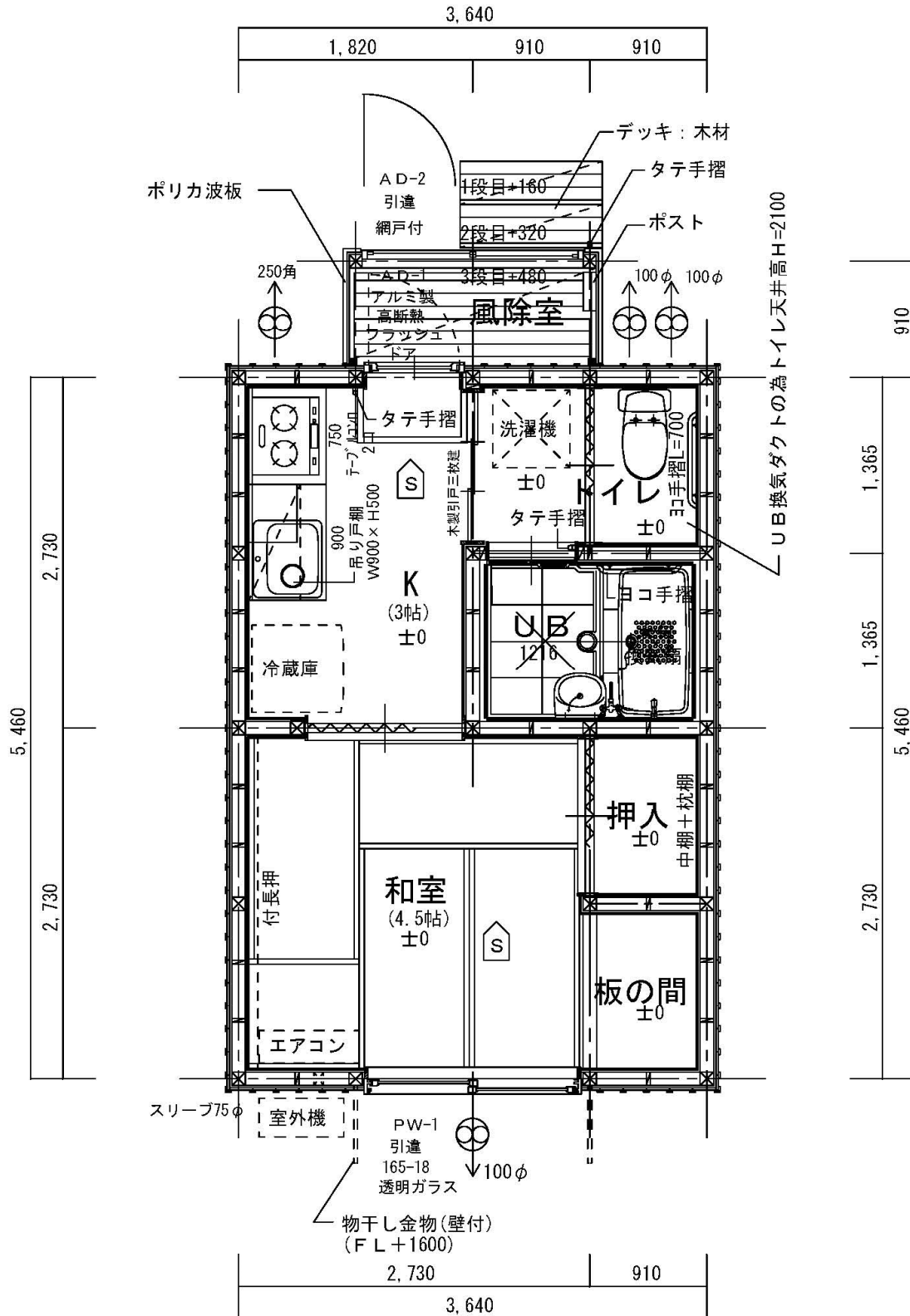
外部仕上表	
屋根	ガルバリウム鋼板t0.35立平巻 アスファルトルーフィング940、野地板(又は杉板)t12、雪止金具設置 又はカラー鉄板(波子板)t0.27以上、特殊ゴムアスルーフィングt1.0、変積15×45@300、野地板(又は杉板)t12
外壁	杉板t10縦張り 押縁仕上(押縁45×18) 又は 角波鉄板t0.35以上 縦張り 又は 窯業系サイディングt14以上 縦張り
根廻り	横胴縁18×45@455、透湿防水シート下地
開口部	樹脂製サッシ U=2.33(W/m ² ・K)以上 又は アルミ樹脂複合サッシ U=2.33(W/m ² ・K)以上
その他	郵便受け：壁付ポスト 物干し金物：柱取付タイプ組(和室FLより1,600金物芯取付) 株番号：各棟1ヶ所設置 300×300 住戸表示：各住戸1ヶ所設置 消火器：各住戸1ヶ所設置及び各棟外部20m以内に1ヶ所設置 タテ型手摺：玄関1ヶ所設置L=800

内部仕上表					
	床	巾木	壁	天井	備考
D・K	杉フローリングt12 又は 合板フローリングt12	木製 H60 又は 塩ビ製	化粧P B t12.5 又は P B t12.5 + ビニルクロス貼 (コンロ上部：P B 下地ケイカル板t4.0)	化粧P B t9.5 又は P B t9.5 + ビニルクロス貼	既し台L=900、扉戸幅L=900 コンロ台L=750(トックガード付) テーブルコンロ(口、グリル付)、ガス栓口 玄関扉ヨコ平巻L=800 1ヶ所
脱衣室	同上	同上	同上	同上	洗濯機用排水トラップ
トイレ	同上	同上	同上	同上	水洗式洋風大便器(助浴タイプ) 暖房便座、タオル掛、ペーパーホルダー ヨコ型手摺L=800 1ヶ所
和室	建材畳(D種 KT-III) 又は 畳敷きt55	畳寄せ	同上	杉板t12 又は 化粧P B t9.5 又は P B t9.5 + ビニルクロス貼	付長押：L=2,500 カーテンレール(ダブル) 挿入：襖二枚 窓先カーテン、レースカーテン
浴室	ユニットバス1216タイプ 入口高さ高きなしとする	断熱仕様(洗面台付)			入口枠にタテ型手摺L=800 1ヶ所 ヨコ型手摺L=800 1ヶ所 浴槽蓋

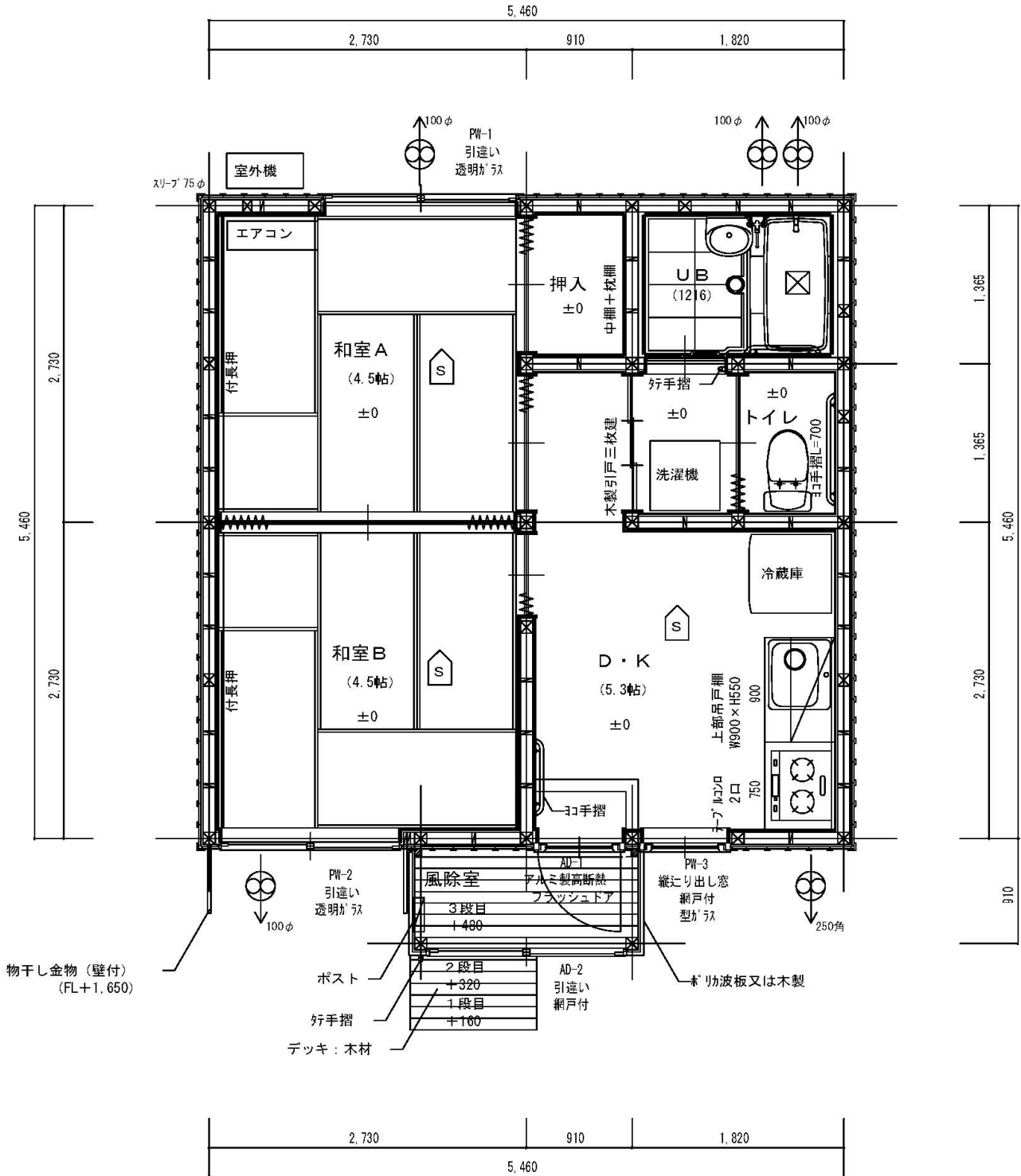
一般事項		
断熱材	天井	高性能グラスウール16kg t200(R=4.0m ² ・K/W 同等以上) + 防湿気密フィルムt0.2
	壁	高性能グラスウール16kg t100(R=2.2m ² ・K/W 同等以上) + 防湿気密フィルムt0.2
	床	押出法ポリスチレンフォーム3種b t100(R=3.3m ² ・K/W 同等以上) + 防湿フィルムt0.2 ※根太レスの場合は大引間に施工
	界壁	高性能グラスウール16kg t100(R=2.2m ² ・K/W 同等以上)
電気設備	幹線	単相三線式100V 30A 引込ケーブル6戸毎 C V22~38mm ² -3C
	照明器具	入口：FL10W相当 D・K：FL20W×2相当 遊音ノ型 脱衣室、トイレ：25W相当 各和室：円形蛍光灯32W+30W相当 防犯灯：各棟妻側2台設置(共用電源)
	コンセント	D・K：2連2ヶ所、冷蔵庫用2連E付1ヶ所、換気扇用1ヶ所、電子レンジガス漏れ警報機用2連E付1ヶ所 脱衣室：洗濯機用2連E付1ヶ所 トイレ：2連E付1ヶ所、換気扇用1ヶ所 各和室：2連2ヶ所、エアコン用2連E付1ヶ所、換気扇用1ヶ所 給湯器用外部防水2連E付1ヶ所 浄化槽用防水2連E付2戸毎に1ヶ所(共用電源)
	受信設備	和室：TV端子1ヶ所設置(地デジ用) 6戸以内毎にアンテナ1台(屋外ブースターは共用電源)
※電話回線工事は別途工事とする ※ユニットバス内のスイッチは照明器具と換気扇を別々にする ※本工事範囲は屋内工事のみとする ※照明器具はLEDとする		
機械設備	給水	給水管：水道用硬質塩ビ管(同等以上)(量水器各戸設置) 外部立上り部ヒーター巻き 水抜栓1ヶ所設置 流し台水栓：シングルレバータイプ混合水栓
	汚水排水	排水管：一般用硬質塩ビ管(同等以上) 浄化槽設置(放流形式は地域指導に準ずる)
	ガス	プロパンガス又は都市ガス供給とする(住戸毎の集中配管) ガス漏れ警報器及びマイコンメーター設置
	給湯	流し台、ユニットバス洗面台、浴槽に通用 給湯器16号
	換気	コンロ台：プロペラ扇250角 和室：パイプファンφ100 トイレ：パイプファンφ100 浴室：天井付パイプファンφ100 (居室給排気：給気18m ³ /h、排気16.5m ³ /h トイレ排気：46m ³ /h 浴室排気：52m ³ /h)
	空調	和室：エアコン1台設置(2.2kw 6~8帖用)
	火災警報器	各居室に住宅用火災警報器設置 電池式 ※本工事範囲は屋外1mまでとする(プロパンガスは集合装置含む)
特記事項	1. 防湿気密フィルムはJISA6930(住宅用プラスチック系防湿フィルム)に適合するもの、又は同等以上の性能を有するものとする 2. 室内に面する仕上材は全てF☆☆☆☆、または規制対象外の材料とする	

16. 木造建設型応急住宅タイプ別標準図

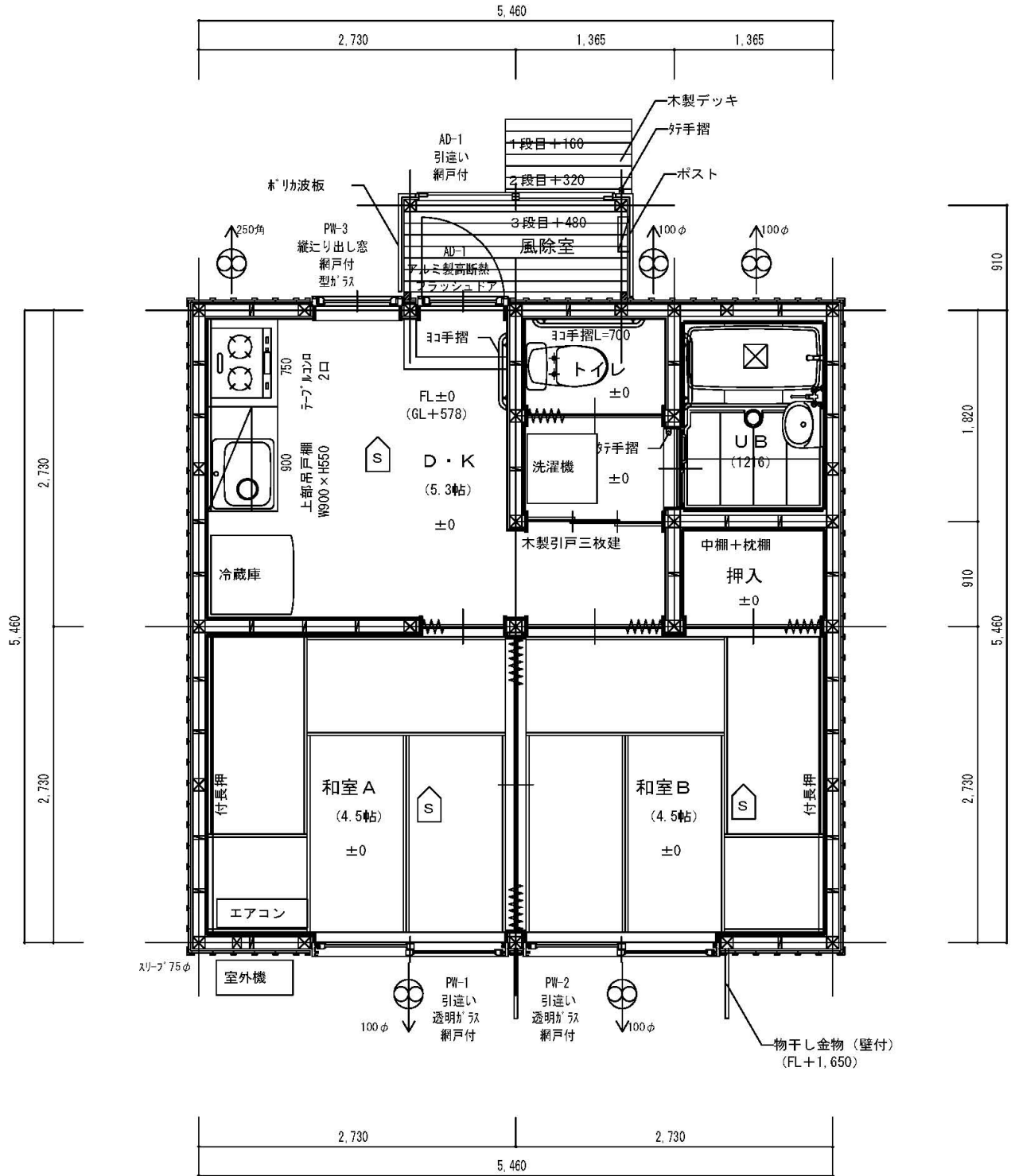
6坪（1K）タイプ標準図（3.64×5.46=19.87㎡）



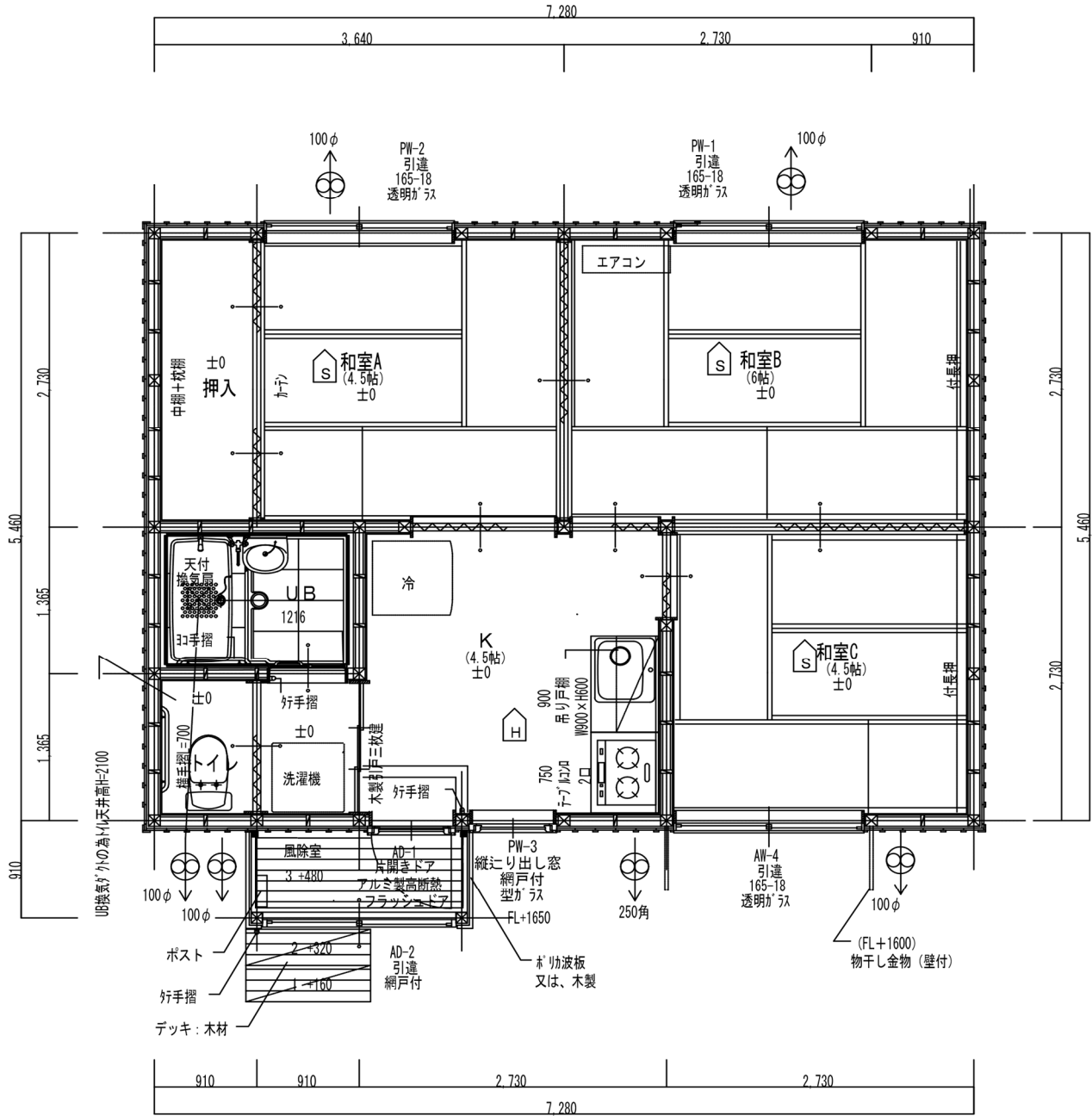
9坪（2DK）南入りタイプ標準図（5.46×5.46=29.81㎡）



9坪 (2DK) 北入りタイプ標準図 (5.46×5.46=29.81 m²)



12坪 (3K) 南入りタイプ標準図 (5.46×7.28=39.74 m²)



12坪 (3K) 北入りタイプ標準図 (5.46×7.28=39.74 m²)

